

案

可児市子ども・子育て支援事業計画 (第2期)

～「“可”能性あふれる“児”(こ)どもがそだつまち 可児」の実現にむけて～

可 児 市

令和2年3月

はじめに

(市長あいさつ文)

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨と背景	2
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定方法	2
5 計画の構成	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	6
1 統計からみる可児市の状況	6
2 ニーズ調査結果について	11
3 ニーズ調査結果からみた現状と課題	17
第3章 計画の基本理念と視点	23
1 計画の基本理念	23
2 計画の視点	24
第4章 施策の展開	27
第5章 量の見込みと確保の内容	38
1 子ども・子育て支援新制度について	38
2 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域	40
3 事業別 量の見込みと確保の内容、提供体制の考え方	41
4 教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保	69
第6章 計画の推進	71
1 家庭・地域・民間事業者・行政の役割	71
2 各関係者の連携による支援の推進	71
3 進捗管理	72
資料編	73
1 計画策定の経緯	73
2 可児市子ども・子育て会議条例	73
3 可児市子ども・子育て会議委員名簿	75

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨と背景

子どもは、社会の希望であり、まちの未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながるのみならず、将来の社会の担い手を育てる基礎的かつ重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

わが国は、人口減少社会というステージに入っても、少子化の進行を食い止めることができず、平成30年の合計特殊出生率は1.42で人口を維持するのに必要な2.07を大きく下回り、出生数は年々減少しています。その背景には、子育てに関する不安や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが挙げられます。また、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化による子育ての不安や孤立感を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は、より困難なものとなっています。

国では、平成2年の「1.57ショック」以降の様々な取り組みを経て、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けた新たな支援制度を構築していくため、平成22年の少子化社会対策大綱（子ども・子育てビジョン）の策定に合わせ、子ども・子育てのための包括的・一元的なシステムの構築が検討され、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。平成26年度には小学生を対象とした安全・安心な放課後等の居場所の確保策について定めた「放課後子ども総合プラン」が策定され、平成27年度から本格施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会の実現のため、制度や財源の一元化による幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、地域における子育て支援等を総合的に推進しているところです。

その後も、平成29年度の「子育て安心プラン」では保育の受け皿を更に整備することを定め、同年閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」、令和元年5月の子ども・子育て支援法改正を経て、同年10月からは幼児教育・保育の無償化が実施されています。

本市は、平成21年度に策定した「可児市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の次期計画を兼ねるかたちで、「子ども・子育て支援法」に基づく市町村計画として、平成27年度に「可児市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」といいます。）を策定し、子育て支援に取り組む理念を示したうえで、子ども・子育て支援新制度に位置付けられた事業をはじめとする様々な子育て支援施策の充実に取り組み、着実に推進してきました。また、平成30年5月には、総合的な子育て支援の拠点である「可児市子育て健康プラザ」（愛称：「^{マノ}mano」。以下「マノ」といいます。）を開設し、地域における子育て支援の取り組みと連携しつつ、マノ内に設置した「可児市子育て世代包括支援センター」を中心とした妊娠からつなぐ子育て支援施策の充実を図っているところです。一方、本市においては出生数の減少や少子化の進行による世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児の保育ニ

ーズの増大といった継続的な課題に加え、外国籍市民や転入者の増加など、特有の課題も顕在化してきました。

本計画は、このように子ども・子育てを取り巻く環境が刻々と変化していることを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本市の子育て政策の指針であり、第1期計画の理念でもある「マイナス10カ月からつなぐ まなぶ かかわる 子育て」の実践を念頭に、今後5年間の教育・保育と、それに付随する地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する確保の対策を図るための計画としています。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画としても位置付けています。

また、本計画は、可児市地域福祉計画、可児市教育振興基本計画など、本市の各種関連計画とも整合を図り策定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画中間年度である令和4年度には計画のニーズと実績との整合性を確認し、必要に応じ見直しを行います。

平成	27	28	29	30	31						年度	
令和						1	2	3	4	5		6
	第1期 子ども・子育て支援事業計画											
						本計画						
								(見直し)				

4 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、市民ニーズの把握の観点から、以下に示す手法を経て策定しました。

(1) 可児市子ども・子育て会議

子どもの保護者、支援事業従事者、関係団体代表者、学識経験者、公募による市民代表者

等により組織し、計画案について意見交換等を行い審議しました。

(2)子ども・子育てに関するアンケート調査

幼児教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況や利用意向、保護者の就労状況、子育てに関する要望や意見を幅広く把握することを目的とし、未就学児童の保護者及び小学生の保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

(3)庁内関係部署意見聴取

子育て支援に関わる庁内各課に対し、関連施策の体系的整理や課題、今後の方向性の把握・検討を行うための意見聴取を行いました。

(4)パブリック・コメント

計画案を公表して広く意見を求め、公正な行政運営と透明性の向上を図るとともに、市民や関係者の意見を反映させ、より計画の実効性を高めることを目的にパブリック・コメントを実施しました。

5 計画の構成

国が策定した「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」といいます。）において、次の通り計画作成に関する事項が示されています。

①子ども・子育て支援事業計画の作成に当たっての基本的な考え方

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、子育て支援が良質かつ適切な内容及び水準であることが必要です。
- すべての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要があります。
- 子どもの親は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、いわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要です。
- このような状況に鑑み、行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。そうした取り組みを通じ、家庭を築き子どもを産み育てるといった市民の希望がかなえられるとともに、すべての子どもが健やかに成長できる社会

を実現していきます。

②子ども・子育て支援の意義

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化の影響により、赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま子育てに取り組む親が増える一方、身近な他者から子育てについての助言、支援や協力を得ることが困難になるなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。また、出産に伴う女性の就業継続の難しさや、子育て期に当たる男性の長時間労働など、子育て世代の就業環境は依然として厳しい状況にあります。

このような社会環境にあって、子どもが他者との健全な関わりの中で健やかに育つよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が子どもとしっかり向き合い、喜びを感じながら子育てをできるよう、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが必要です。

- 子どもの成長においては、乳児期における身近な大人との愛着形成を基礎とした情緒の安定や人に対する基本的信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりに伴う自我や主体的に生きていく基盤の獲得、学童期における自立意識や社会性など心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。このように子どもの健全な育ちを可能とする環境の整備は、社会全体の責任でもあります。

- 子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。したがって、子ども・子育て支援とは、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びを感じることができるよう支援であるべきです。また、保護者には子育てについての第一義的責任があることを基本的認識としつつ、子どもの最善の利益を実現する観点から、必要に応じ親子を分離し、社会的養護により子どもの健やかな育ちを保障することも社会の責務です。

このような子ども・子育て支援の意義に関する理解の下、各々の子育て家庭の状況や地域の実情を踏まえ、すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要であり、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を継続していくことが必要です。

- すべての子どもの健やかな成長の実現には、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、父母その他の保護者が子育てについての責任を有していることを前提としつつ、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

行政、事業主、地域住民など地域及び社会全体が目的を共有しつつ、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、未来の社会をつくり担う存在であるすべての

子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

③子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

国の基本指針では、計画に記載する事項が必須記載事項と任意記載事項に分けて定められています。

【必須記載事項】

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

【任意記載事項】

- 1 計画の理念等
- 2 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 3 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 5 計画の作成の時期
- 6 計画の期間
- 7 計画の達成状況の点検及び評価

本計画においては、「③子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項」の必須記載事項について「第5章 量の見込みと確保の内容」に記載しています。

また、任意記載事項の1については、「第3章 計画の基本的な考え方」に記載しています。さらに、「②子ども・子育て支援の意義」に示されている考えに基づき、本市が取り組む子ども・子育てに関する施策について「第4章 施策の展開」に記載しており、その中で、任意記載事項の2～4の内容も必要に応じ記載しています。

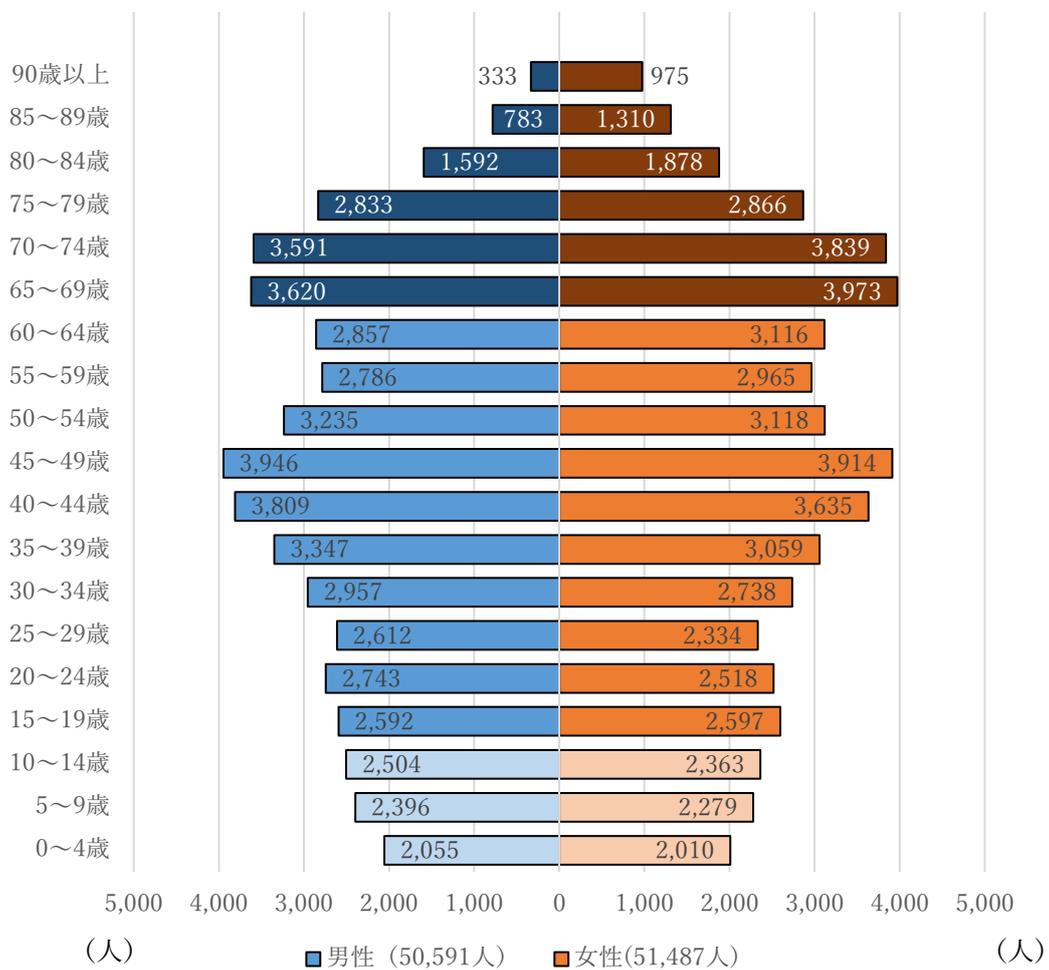
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 統計からみる可児市の状況

(1) 人口の状況

本市の年齢階級別の人口をみると、男性は45～49歳、女性は65～69歳が最も多くなっています。14歳以下の年少人口は、年齢が低いほど、少なくなっています。

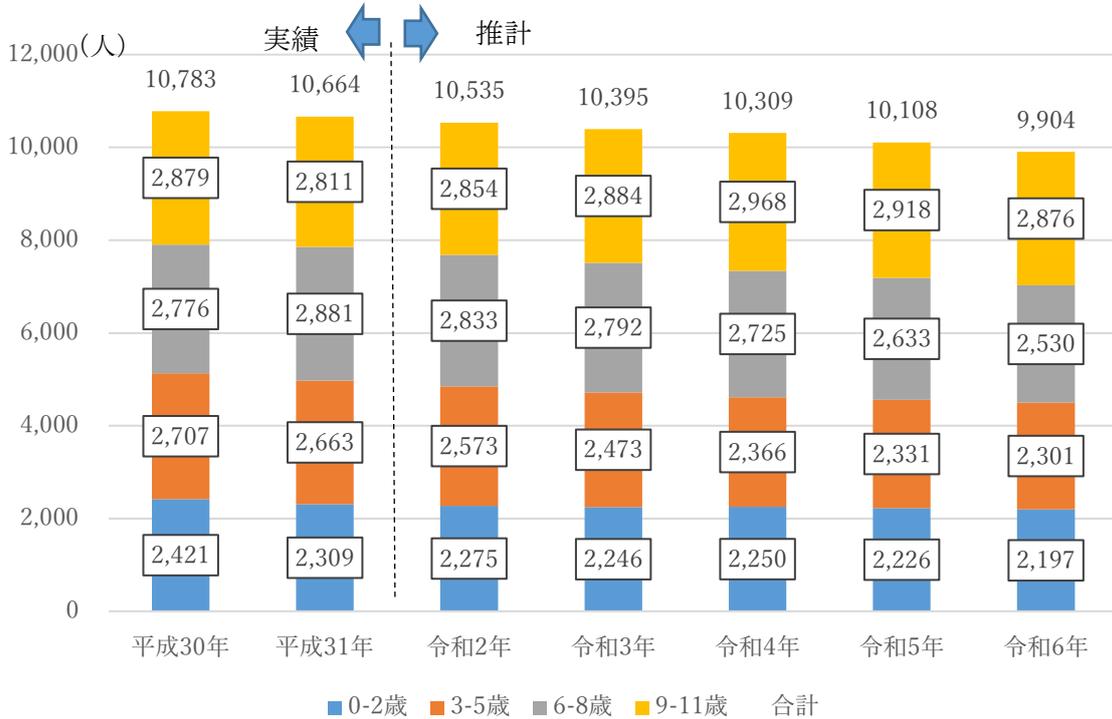
◆年齢階級別人口



資料：住民基本台帳（平成31年4月1日）

本市の子ども（0～11歳）の人口は、今後、減少傾向で推移し、令和6年には10,000人を割り込むことが予測されます。

◆児童人口推計



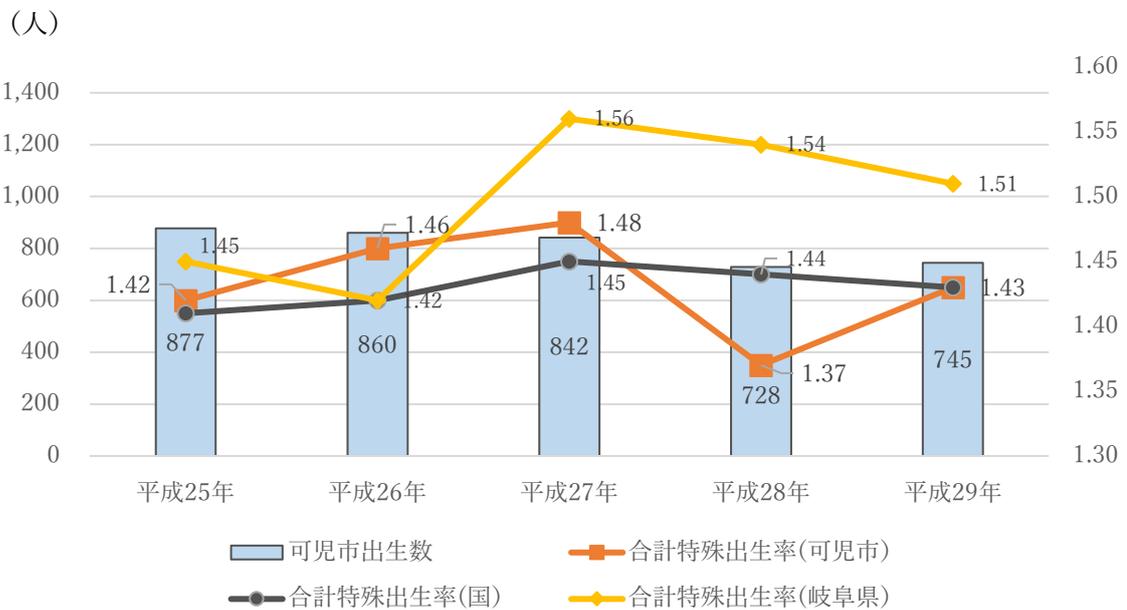
資料：実績は可児市の統計

推計はコーホート変化率法により算出

(2) 出生の状況

本市の出生数は減少傾向にあり、平成29年の合計特殊出生率は国と同じ値です。

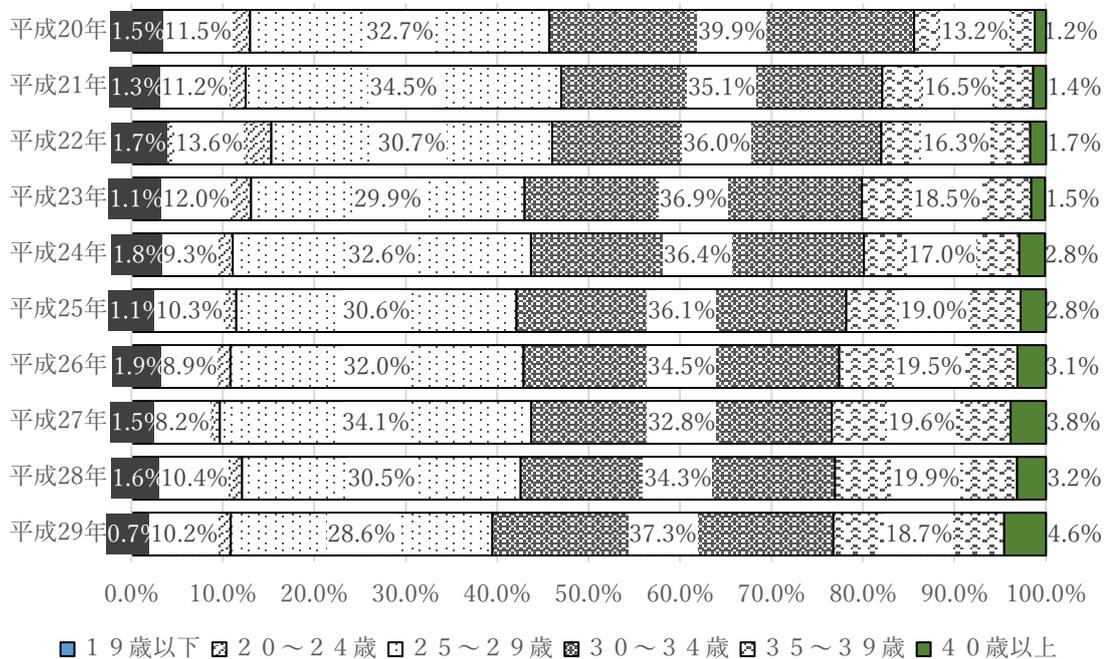
◆出生数・出生率の推移



資料：岐阜県衛生年報

母の年齢別出生割合の推移をみると、30歳未満が減少傾向、35歳以上が増加傾向となっています。特に40歳以上の割合が増加しています。

◆母の年齢別出生割合の推移

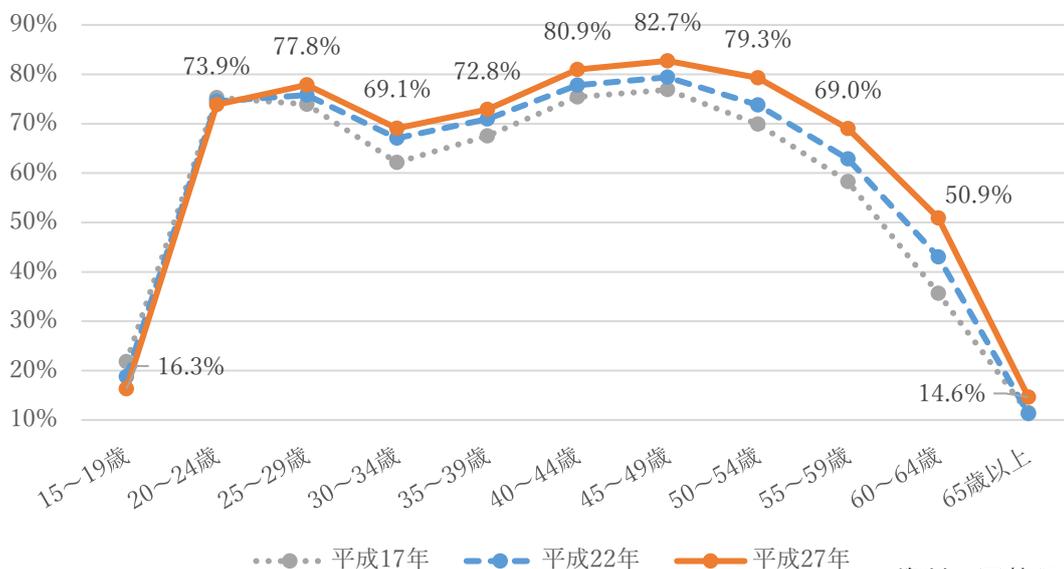


資料：岐阜県衛生年報

(3) 女性の労働等の状況

本市の女性の労働力率をみると、子育て期にあたる30歳代の割合が低くなっており、いわゆるM字曲線を描いています。平成17年と平成27年を比較すると、ほぼすべての年代で数値が上昇しており、女性の就業人口そのものが増加していることが分かります。一方でM字の谷部分と山部分の差は小さくなっています。

◆女性の労働力率の状況

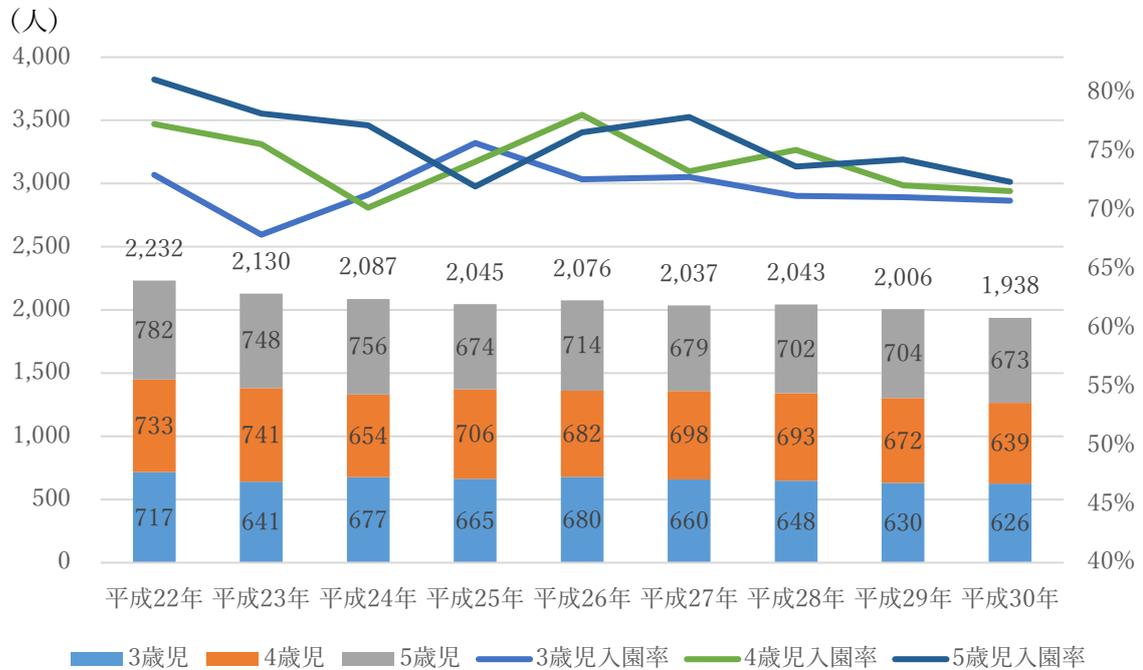


資料：国勢調査

(4) 幼稚園・保育園の状況

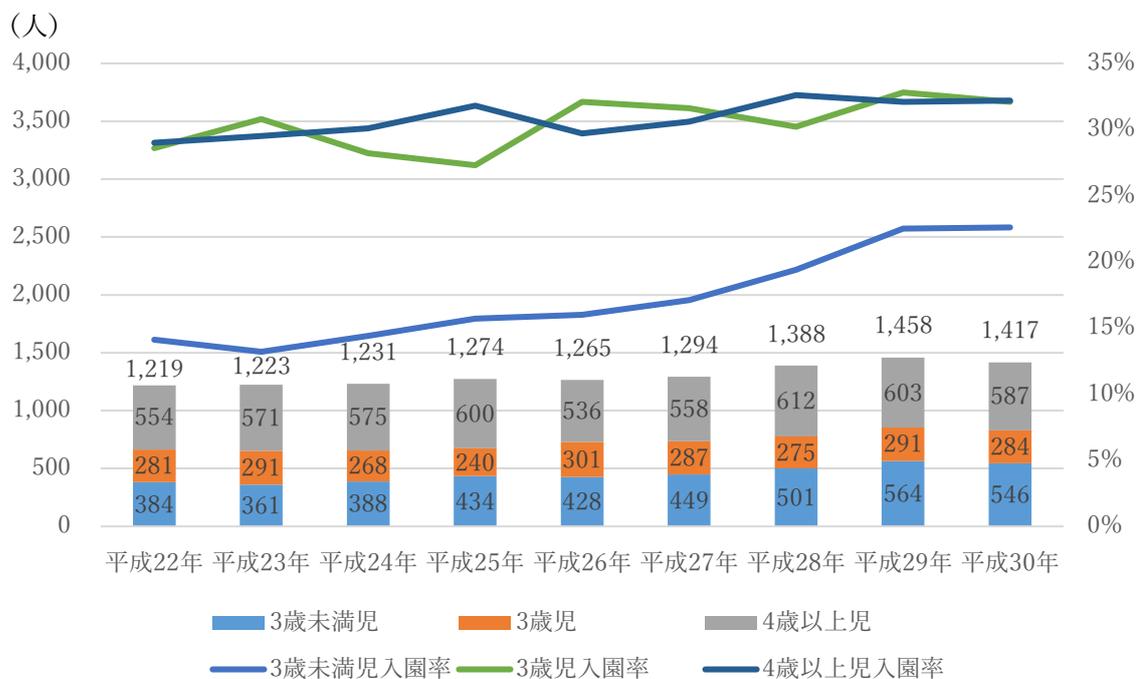
本市における幼稚園の入園児数は減少傾向で推移しています。一方、保育園の入園児は増加傾向にあり、特に3歳未満児の入園率が大きく増加しています。

◆幼稚園の入園状況



資料：こども課

◆保育園の入園状況



資料：こども課

(5) 世帯の状況

本市の世帯数は増加しており、平成27年には37,171世帯となっています。一方で、世帯当たりの人員数は、核家族化・一人世帯の増加等の影響により減少を続けています。

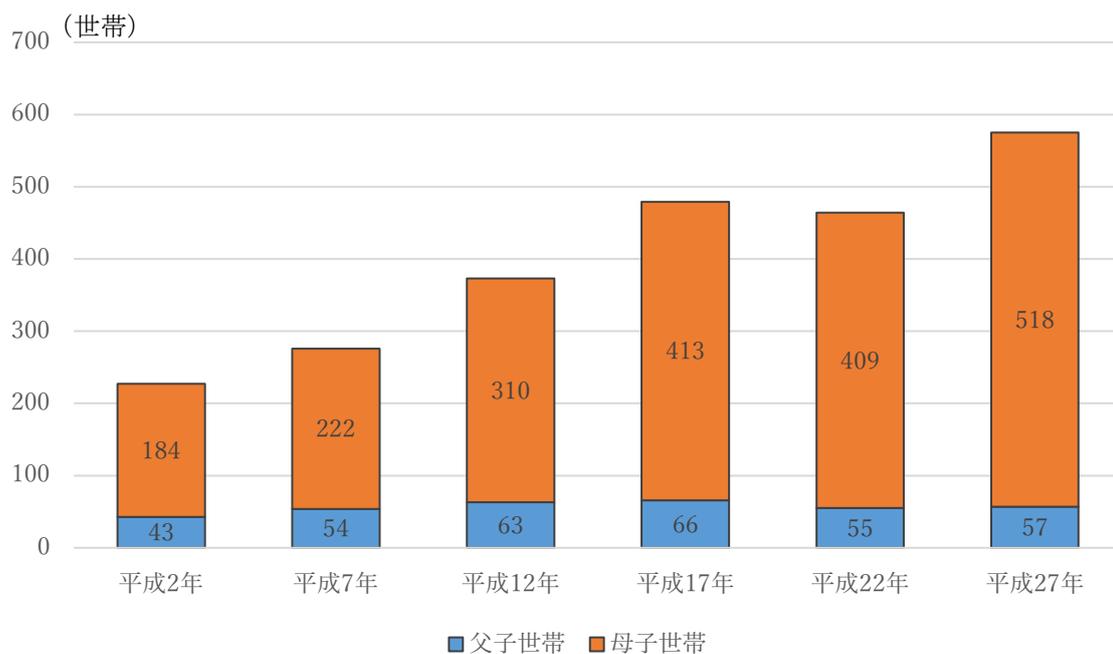
◆世帯数の推移



資料：国勢調査

ひとり親世帯数は増加傾向にあり、平成27年の父子世帯は57世帯、母子世帯は518世帯となっています。

◆ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

2 ニーズ調査結果について

(1) 調査概要

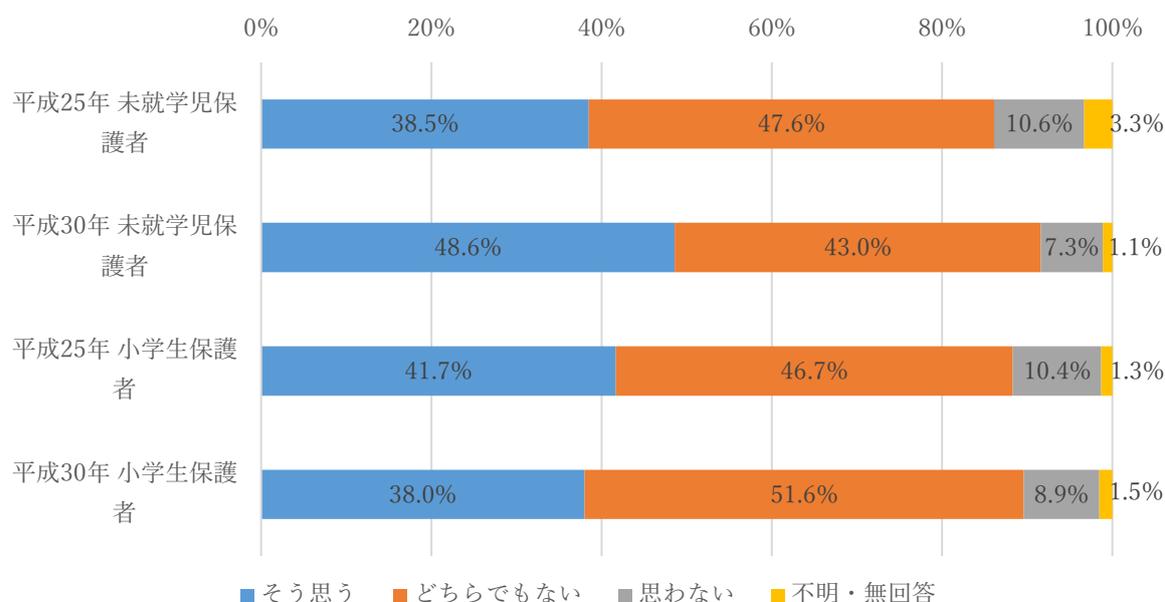
本市の教育・保育ニーズや各種の子育て支援サービスの利用状況・利用意向等について把握し、各事業の量の見込みを算定するための基礎資料としました。

- ・調査地域 : 市全域
- ・調査対象者 : 下記の表に記載
- ・抽出方法 : 無作為抽出
- ・調査期間 : 平成31年1月30日～2月22日
- ・調査方法 : 郵送配付・郵送回収

調査対象	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
未就学児童の保護者	1,000	453	45.3%
小学生の保護者	1,000	471	47.1%
合 計	2,000	924	46.2%

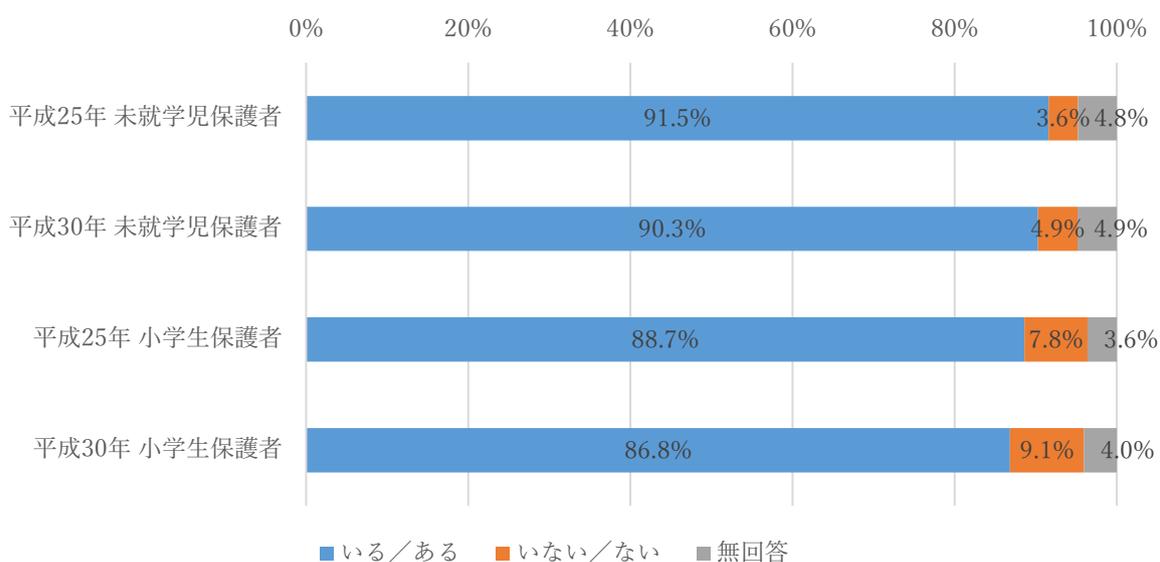
(2) 可児市は子育てしやすいまちだと感じるか〈単数回答〉

「そう思う」が未就学児童の保護者（以下、「未就学児保護者」といいます。）で48.6%となっており、5年前から10%ほど増加しています。「思わない」が未就学児保護者で7.3%、小学生の保護者（以下、「小学生保護者」といいます。）で8.9%となっており、それぞれ1割近くの方が可児市における子育てがしにくいと感じているものの、その割合は5年前より減少しています。



(3) 気軽に相談できる人や場所の有無〈単数回答〉

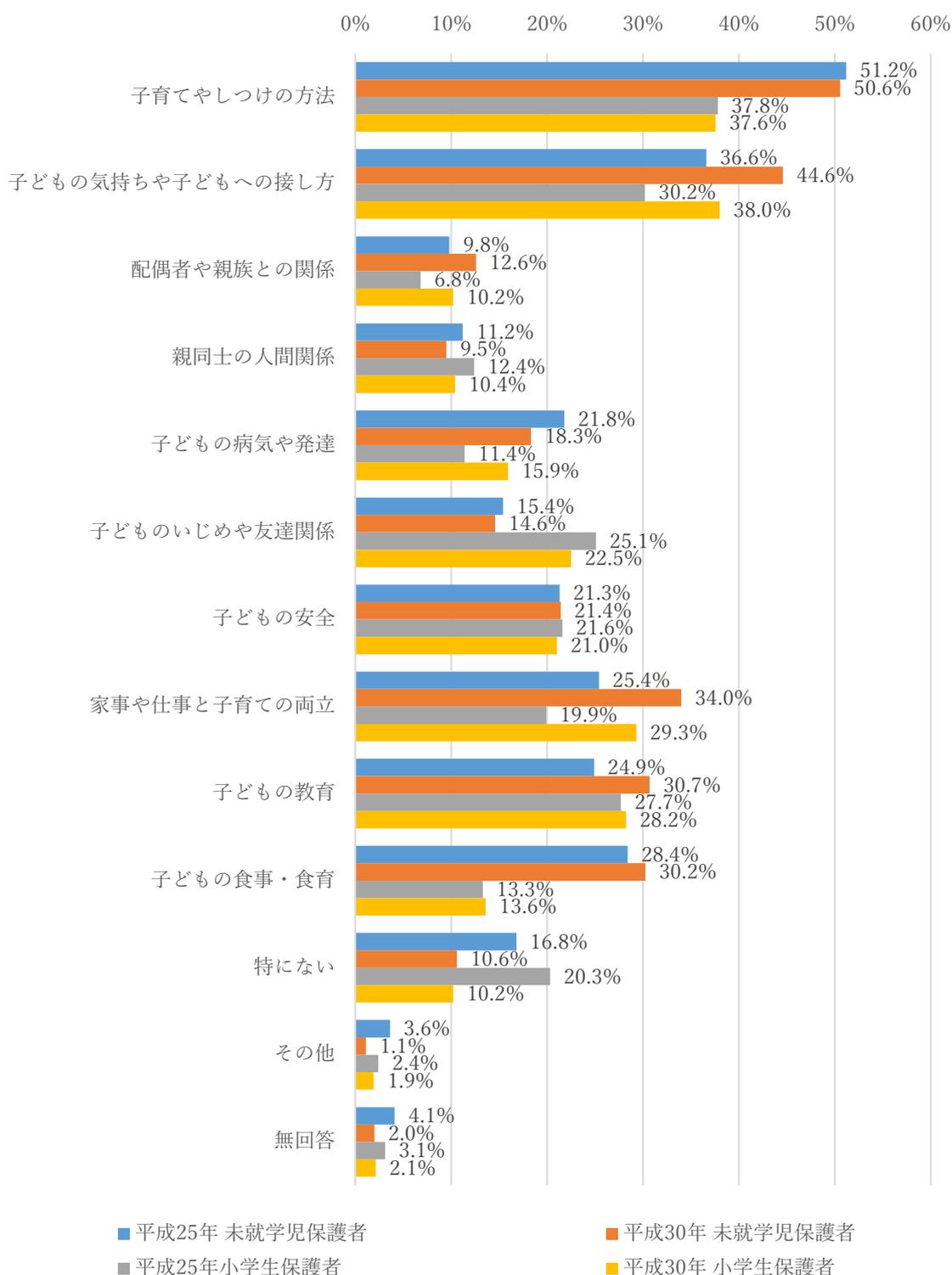
未就学児保護者、小学生保護者とも9割程度が「相談相手がいる」「相談場所がある」と回答している一方、未就学児保護者の4.9%、小学生保護者の9.1%が「相談相手がない」「相談場所がない」と回答しており、双方とも5年前の調査から増加しています。



(4) 子どもや子育てに関する悩み〈複数回答〉

「子育てやしつけの方法」が未就学児保護者で50.6%、小学生保護者で37.6%と高く、「子どもの気持ちや子どもへの接し方」についても未就学児保護者で44.6%、小学生保護者で38.0%と高い回答率となっています。

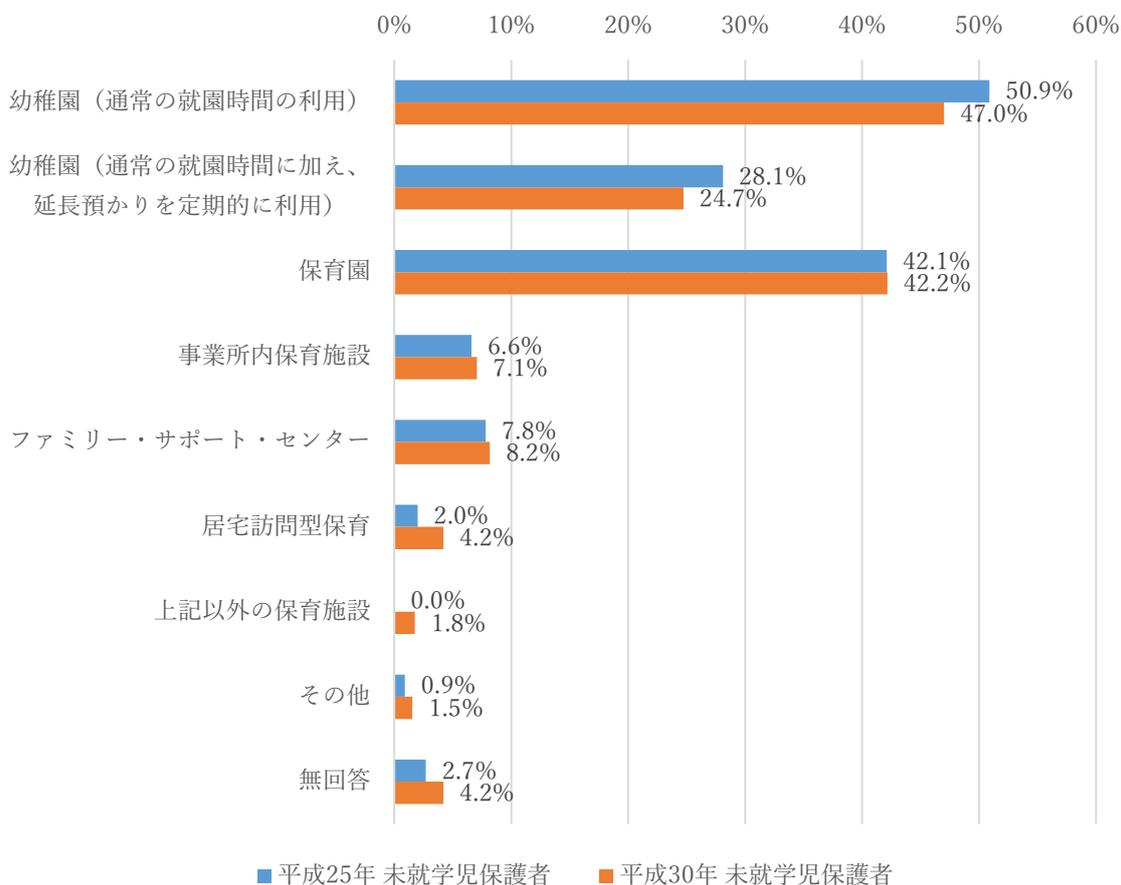
また、5年前に比べ、子どもへの接し方や仕事等と子育てとの両立についての悩みが年代を問わず、顕著に増加していることがわかります。



（５）定期的に利用したいと考える事業〈複数回答〉

「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が47.0%で最も高く、次いで「保育園」が42.2%となっていますが、5年前と比べ両者の差は縮まっています。

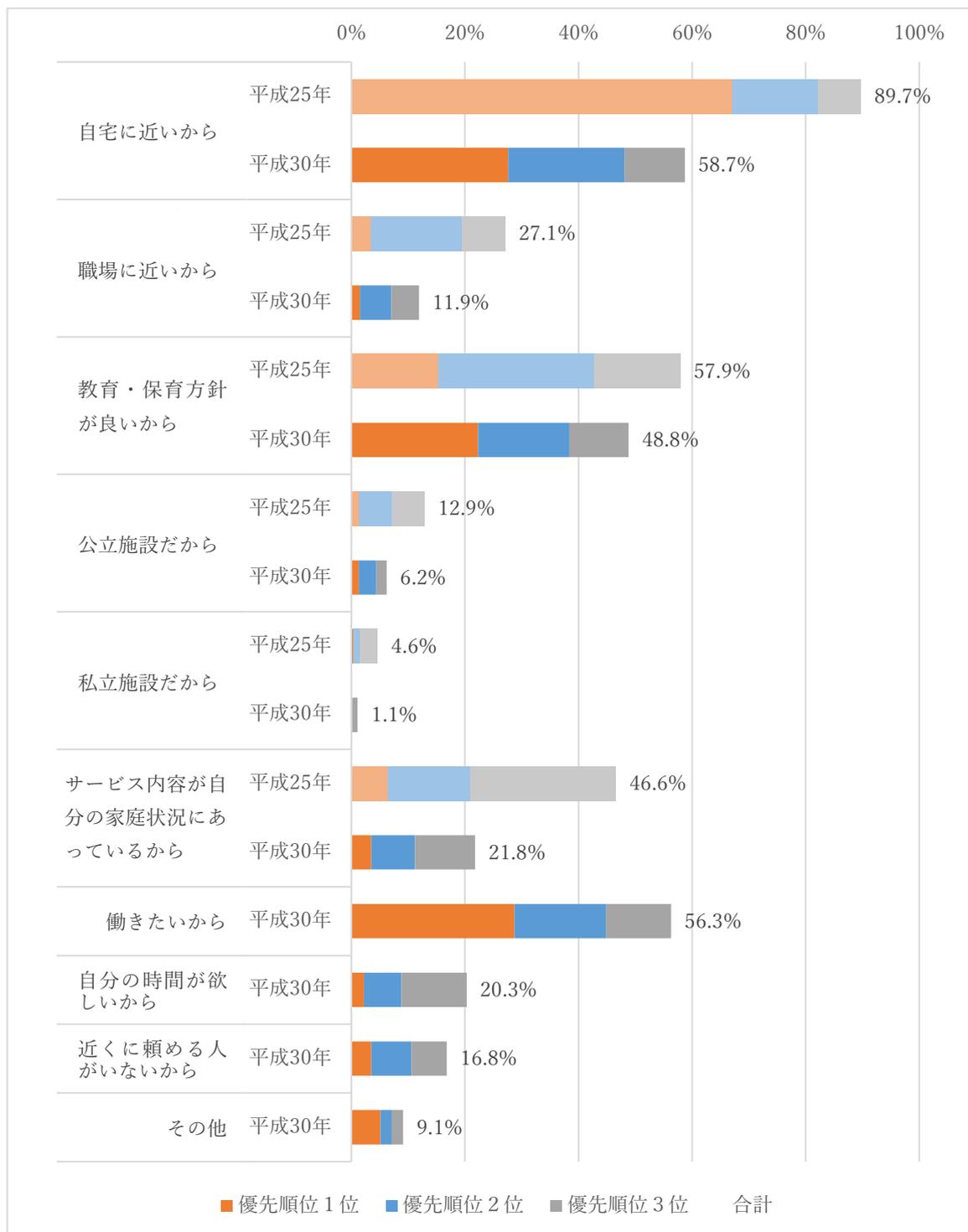
年齢別では、0歳、1歳で「保育園」が、2歳以上で「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が高くなっています。



(6) 定期的な教育・保育事業を選ぶ際に優先すること〈複数回答〉

優先順位1位から3位を合計すると、「自宅に近いから」が最も多く、次いで「教育・保育方針が良いから」となっています。

今回、新たに選択肢を追加したところ、「働きたいから」に多くの回答が集まりました。保護者の就労意欲が高まっていることが見られます。

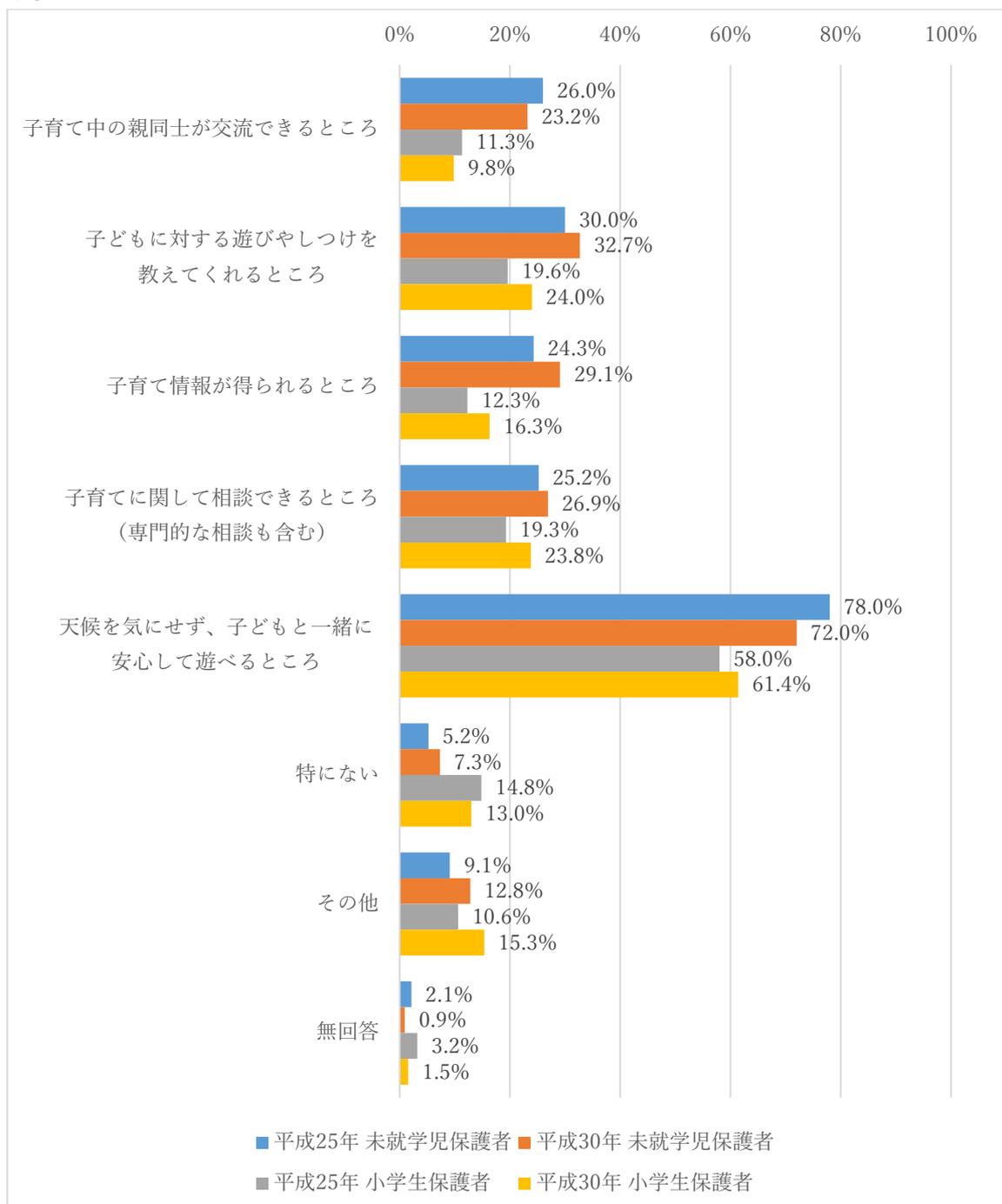


※不明・無回答を除く。

（7）可見市で子育てをする上で充実してほしい場所〈複数回答〉

「天候を気にせず、子どもと一緒に安心して遊べる場所」が未就学児保護者で72.0%、小学生で61.4%とそれぞれ最も高く、次いで「子どもに対する遊びやしつけを教えてくれる場所」が未就学児保護者で32.7%、小学生保護者で24.0%となっています。

5年前に比べ、未就学児保護者の回答では、「子育て中の親同士が交流できる場所」「天候を気にせず、子どもと一緒に安心して遊べる場所」がいずれも減少していますが、子育て健康プラザ内に移転した「絆（きつずな）る〜む」をはじめ、地域子育て支援拠点を5か所に増設（平成30年度末時点）したことで、一定のニーズが満たされたものと認められます。



3 ニーズ調査結果からみた現状と課題

(1) 子どもの育ちをめぐる環境について

《保護者の配偶状況》

○保護者の配偶者の有無の結果から、未就学児保護者の5.3%、小学生保護者の9.6%がひとり親世帯となっています。子育てはもちろんのこと、仕事や生活全般にかかる相談といった、ひとり親世帯へのフォロー体制がより求められています。

《子育てを主に行っている人》

○子育てを主に行っているのは、「父母ともに」が50%を超えている一方で、「主に母親」の割合も、未就学児保護者・小学生保護者ともに40%を超えています。母親が一人で悩みを抱えないよう、相談・交流の場の充実や、父親のさらなる育児参加が求められています。

《子育てに最も影響すると思われる環境》（未就学児童）

○子育てに最も影響する環境は、「家庭」が91.4%、「幼稚園」が39.1%、「保育園」が26.3%となっています。「地域」は14.3%と、家庭、幼稚園・保育園と比べると低いですが、子育て家庭の孤立を防ぎ、健全な子どもを育成するには、地域とのつながりは欠かすことのできない要素であるため、地域がかかわる体制を整え、保護者が「地域の中での子育て」を実感できるようにしていくことが重要です。

《子どもを預かってもらえる人の有無》

○日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無では、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が未就学児保護者で33.6%、小学生保護者で31.2%、また、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」は、未就学児保護者、小学生保護者ともに6割程度となっており、身近な親族を頼る人が多くなっています。「いずれもない」は、未就学児保護者で10.2%、小学生保護者で7.4%となっており、これらの預かり先がない人への支援が必要です。一時預かりやファミリー・サポート・センター、子育て短期支援事業（ショートステイ）などの事業の周知を含めた充実を行うことが求められています。

○「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」は、未就学児保護者で9.5%、小学生保護者で17.6%となっており、保護者同士の交流促進や仲間づくりへの支援が求められています。

《子育てや教育についての相談》

○子育てや教育について気軽に相談できる人や場所がある・ある人は、未就学児保護者で90.3%、小学生保護者で86.8%となっています。

○相談先は、未就学児保護者、小学生ともに「祖父母等の親族」「友人・知人」がそれぞれ8割前後となっており、専門機関よりも身近な人に相談する人が多くなっています。

身近な人との相談の中で解決の方向に向かうことができるよう、各種専門機関についての情報提供や利用方法の周知を進める一方、より子育て家庭の立場に近い相談窓口の充実を図ることも重要です。

(2) 保護者の就労状況

- 保護者の就労状況については、未就学児童の母親では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が32.2%となりました。妊娠や出産等を機に離職する人が依然としているものの、5年前の調査結果(44.8%)からは大幅に減少しました。また、小学生の母親では「フルタイム」「パート・アルバイト等」ともに就労している人の割合が未就学児童の母親と比較して高くなっています。子どもの年齢が上がるにつれて、就労する母親が増える傾向があるため、働きながら子育てが行えるよう保育サービスの充実が求められています。
- 就労日数、就労時間について、1週当たりの就労日数は未就学児童、小学生の母親・父親のいずれも「5日」が最も多く、1日当たりの就労時間では、母親、父親間で差がみられ、父親で10時間以上働いている人が、未就学児保護者、小学生保護者いずれも5割以上となっています。
- パート・アルバイトなどで就労している人のフルタイムへの転換希望について、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」は、未就学児童の母親で34.7%、小学生の母親で36.6%となっています。パート・アルバイト等で働き続けることを希望する人の割合は、未就学児童の母親で53.5%、小学生の母親で47.5%となっています。
- 現在就労していない人の就労意向については、「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったころに就労したい」が、未就学児童の母親で50.6%、小学生の母親で36.7%、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」が、未就学児童の母親で26.6%、小学生の母親で30.0%となっており、現在働いていなくても、子どもが大きくなれば働きたい母親が多いことがうかがえます。なお、「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったころに就労したい」と答えた未就学児童の母親のうち、一番下の子どもの年齢が何歳になれば就労したいかでは、3歳が52.9%、4歳が18.8%となっており、約7割が保育園幼稚園入園の時期に合わせた就労を考えている様子が見えます。

(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について(未就学児保護者)

《幼稚園や保育園などを利用している人の状況》

- 幼稚園や保育園などを定期的に利用している人は、全体の67.3%となり、5年前(58.2%)から大幅に増加しました。利用している事業は、幼稚園(通常の見園時間の利用)が47.5%、幼稚園(通常の見園時間に加え、延長預かりを定期的に利用)が6.6%、「保育園」が42.3%となっており、年齢別にみると、0～2歳では保育園の利用割合が

高くなっています。

《幼稚園や保育園などを利用していない人の状況》

○幼稚園や保育園などを定期的に利用していない人は、全体の32.0%となり、5年前(40.7%)から大幅に減少しました。利用していない理由については、「子どもがまだ小さいため」が45.5%となっています。「何歳くらいになったら利用しようと考えているか」では、3歳が78.9%と最も高くなっています。

《今後の利用意向》

○現在の利用状況に関わらず、平日に定期的にご利用したいと考える事業については、「幼稚園(通常のが園時間の利用)」が47.0%、「幼稚園(通常のが園時間に加え、延長預かりを定期的に利用)」が24.7%、「保育園」が42.2%となっています。現在の利用状況と比べると、幼稚園(通常のが園時間に加え、延長預かりを定期的に利用)が18ポイント程度高くなっており、保護者の就労状況に関わらず、預けられる施設へのニーズが現状の利用に比べて高くなっています。

○幼稚園・保育園を選ぶ理由として、「自宅に近い」が最も多くなっています。幼稚園では現在、全園で預かり保育を実施しており、保育ニーズにも対応が可能ですが、「就労している＝保育園」という認識のもと、近くに幼稚園があっても保育園を希望する保護者もいるため、預け先の選択の幅が広がり、よりニーズにあった園が選べるよう、幼稚園・保育園等の利用について詳細な情報の周知が必要です。

(4) 地域子育て支援拠点事業の利用状況について(未就学児保護者)

○「地域子育て支援拠点事業」を利用している割合は26.3%となっています。0～2歳では、類似の事業も合わせると3割程度の利用となっています。

○地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向については、「利用していないが、今後利用したい」が19.2%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が12.4%となっています。相談窓口や子育て情報の入手窓口の充実についてのニーズは高まっており、利用者のニーズに見合った環境を整備していくことが求められています。

(5) 土曜日・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望について(未就学児保護者)

《土曜日と日曜日・祝日の幼稚園や保育園などの利用希望》

○土曜日と日曜日・祝日の幼稚園や保育園などの利用希望については、「ほぼ毎週利用したい」が土曜日で4.4%、日曜日・祝日で0.7%、「月に1～2回は利用したい」が土曜日で23.4%、日曜日・祝日が12.8%となっています。

《幼稚園利用者の長期休暇中の利用希望》

○幼稚園利用者の夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の利用希望については、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が22.2%(5年前:15.4%)、「休みの期間中、週に数日

利用したい」が42.6%（5年前：33.2%）となっており、5年前を大きく上回る6割以上が「利用したい」と回答しています。保護者に占める就労者の割合が増加していることの影響と考えられ、長期休暇中の預かり保育の充実を進めていくことが求められています。

（6）病気の際の対応について

《病児・病後児保育の利用状況》

- 子どもが病気やケガで幼稚園や保育園を利用できなかった、あるいは学校を休まなければならなかった場合の対処法について、「母親が休んだ」が未就学児保護者で72.2%（5年前：56.9%）、小学生保護者で62.4%（5年前：51.7%）となり、いずれも5年前から大幅に増加しました。母親の就労が進んでいることの影響が考えられます。
- 「父親が休んだ」あるいは「母親が休んだ」のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」については、未就学児保護者で39.6%（5年前：23.7%）、小学生保護者で17.6%（5年前：7.6%）となっています。施設によるサービス提供体制の整備が進んでいる背景もあり、5年前と比べニーズは高まっていると思われ、事前手続きなどを含め、特に未就学児童が利用しやすい病児・病後児保育の環境整備が求められています。
- 利用したいと思わない理由では、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が未就学児保護者で54.1%、小学生保護者で68.9%と最も高くなっており、依然として、利用したいものの実際には踏み切れないという状況がうかがえます。

（7）不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について（未就学児保護者）

《不定期の一時預かり等について》

- 「利用していない」と回答した人の割合は78.8%を占めており、理由としては「特に利用する必要がない」が81.6%となっています。
- 今後の利用意向については、「利用したい」が37.8%（5年前：24.6%）となっており、「利用している」事業のうち「一時預かり」の割合9.5%などと比べて高くなっています。目的としては「私用〔買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等〕、リフレッシュ目的」が25.7%、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院など」が42.6%となっており、制度の認知が進んでいることや、不測の事態に備えて利用の準備をしておきたいという意向が表れていると推測されます。

《泊まりがけの預かりについて》

- 保護者の用事により子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらった経験では、18.8%が「あった」と回答しています。その際の対処法については、「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」が91.8%と高くなっています。

(8) 放課後の過ごし方について

《放課後の過ごし方》(小学生保護者)

- 小学校低学年の放課後の過ごし方について、「自宅」が79.7%、「習い事」が41.3%となっています。キッズクラブ(学童保育)を利用している割合は、28.3%となり、5年前(9.5%)から大幅に増加しました。

《小学校入学後の放課後の過ごし方の希望》(未就学児保護者)

- 小学校入学後の放課後の過ごし方の希望について、「自宅」は低学年の時が61.6%、高学年の時が71.0%、「習い事」は低学年の時が39.1%、高学年の時が54.3%となっています。キッズクラブの利用希望については、低学年の時が37.0%、高学年の時が23.2%となっています。回答者には、利用できる就労状況でない人も含まれているため、小学生の現在の利用状況と差がみられます。
- キッズクラブの利用児童数は年々増加しており、全児童の30%以上が利用している小学校もあるため、整備については小学校ごとに検討を進める必要があります。

(9) 育児休業や短時間勤務など職場の両立支援制度について(未就学児保護者)

《育児休業の取得について》

- 育児休業の取得状況は、母親で33.6%(5年前:23.8%)、父親で3.3%(5年前:2.8%)と差がみられますが、より取得傾向が拡大していると考えられます。
- 育児休業を取得していない理由について、母親では「子育てや家事に専念するために退職した」が49.0%、父親では「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が38.9%となっています。父親では、次いで「仕事が忙しかった」が35.4%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」32.8%と、いずれも5年前から変動は少なく、たとえ制度があっても、職場の体制が不十分であったり、理解が不足していたりする現状があると考えられます。
- 育児休業取得後、44.7%の母親が希望より早く職場へ復帰しており、その理由については、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が18.4%、「経済的な理由で早く復帰する必要があった」が21.1%、「希望する保育園に入るため」が28.9%となっています。希望より遅く復帰した母親は8.6%、希望通りに復帰した母親は46.7%となっています。

《短時間勤務制度の利用について》

- 母親の短時間勤務制度の利用について、51.8%が「利用した」と回答し、21.4%が「利用しなかったが、利用しなかった(利用できなかった)」と回答しています。5年前(32.7%)と比べ、制度の普及が進んでいることが窺えますが、利用しなかった・利用できなかった理由として、「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が5年前(61.5%)からさらに伸びて70.8%と最も高く、職場の体制整備が求められます。

(10) 子育て全般について

《子育てに関する悩みについて》

○子どもや子育てに関して悩んでいる・困っていることは、未就学児保護者は「子育てやしつけの方法」が50.6%で最も高く、小学生保護者でも37.6%となっています。小学生保護者では「子どもの気持ちや子どもへの接し方」が38.0%で最も高く、未就学児保護者でも44.6%となっています。悩みの解決に向けた情報提供や相談の充実、親同士の交流の場の確保等が求められています。

《子育てをする上で充実してほしい場所》

○可見市で子育てをする上で充実してほしい場所は、未就学児保護者、小学生保護者ともに「天候を気にせず、子どもと一緒に安心して遊べる場所」が最も高く、次いで「子どもに対する遊びやしつけを教えてくれる場所」となっています。児童館や地域子育て支援拠点など、天候を気にせず安心して遊べる子どもの居場所が求められています。

第3章 計画の基本理念と視点

1 計画の基本理念

ライフスタイルや経済社会の変化の中、地域のつながりの希薄化などを背景に、子育てに悩みや不安を抱える親が増えています。このような時勢の中で、様々な支援機関と行政とが有機的に連携しながら、子どもと子育て家庭に寄り添い、地域・社会のみんなで子育て家庭を応援し支えていくことが求められています。

本市は、「住みごころ一番・可児 ～安心、元気、楽しいまち～」の実現に向けて、「子育て世代の安心づくり」を市政運営における重点方針の1つとしています。

第1期計画では、妊娠期から、子どもと子育て家庭が地域・社会とつながり、すべての人が子育ての大切さを学び、みんなで子育てに関わっていく子育て支援政策の指針「マイナス10カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て」を、「子育て世代の安心づくり」の実現に向けた基本理念として掲げました。

この間、本市の子育て支援政策の拠点である「可児市子育て健康プラザ」(mano) ^{マノ}を新たに開設し、妊娠期から地域の関係機関と連携し、切れ目のない包括的な支援を行う「子育て世代包括支援センター」による子育て支援や、子どもの発達支援に関わる専門職のチーム「こども応援センターぱあむ」による子どもの発達に関わる保護者や関係機関の支援、新たな民間保育所の開設支援など、様々な施策の推進に取り組んできました。

一方、平成20年秋の世界的な経済危機により減少していた外国籍市民が再び増加に転じ、平成31年4月には過去最高を更新、それに伴い外国籍の子どもが増加しています。また、「国民生活基礎調査」によると、わが国の子どもの貧困率は13.9%（平成27年度）であり、約7人に1人の子どもが平均的な所得の半分以下で暮らす状況にあると見込まれ、本市における子どもの貧困に係る実態把握も課題となっています。外国籍の子どもや貧困などの困難を抱えた子どもの支援といった、第1期計画期間中に重要度を増した新たな課題についても積極的に取り組んでいくことが求められています。

少子化の流れそのものを止めることは困難ですが、本市を故郷として育っていく子どもたち、そしてこれから生まれてくる子どもたちを、家庭・地域・関係機関が手を取り合って育て、全ての子どもたちがそれぞれの可能性を磨き、自分の夢に向かって成長していけるよう、本市は新たな子ども・子育て支援事業計画に基づいて、課題を一つ一つ克服しながら支援していきます。

本計画では、第1期計画の取り組みと成果を踏まえ、可児市政経営計画及び第3期可児市地域福祉計画により実現する本市の将来像を念頭に、本市が取り組む子ども・子育て支援政策の指針となる基本理念を、次のとおり掲げます。

【基本理念】

マイナス10カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て ～“可”能性あふれる“児”（こ）どもがそだつまち 可児～

第1期計画に引き続き、「マイナス10カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て」を基本理念に、可児市のすべての人々の手により、「“可”能性あふれる“児”（こ）どもがそだつまち 可児」を目指します。

2 計画の視点

基本理念である「マイナス10カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て」に基づき、従来の公的な支援のみならず、子ども・子育て家庭を中心とし、地域・社会全体で子育てを進めていくため、「つなぐ（公助）」「まなぶ（自助）」「かかわる（共助）」を計画の視点として施策を展開します。

この視点に基づき、「“可”能性あふれる“児”（こ）どもがそだつまち」を念頭に、妊娠期から切れ目のない包括的な支援を展開し、子どもと子育て家庭が地域・社会とつながり、子育ての大切さを学び、みんなで子育てに関わっていく取り組みを推進します。さらに、親と子が不安を抱えたり孤立したりすることなく子育てに向き合えるよう、市民・地域・行政が手をつなぎ、市全体で子育て支援に取り組むことにより、健康で自立した大人へと成長する子どもの育ちを支えます。

～ マイナス10カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て ～

妊娠期からの切れ目のない包括的な支援を展開し、子どもと子育て家庭が地域・社会とつながり、子育ての大切さを学び、みんなで子育てに関わっていく取り組みを推進します。親と子が不安を抱えたり孤立したりすることなく子育てに向かい合えるよう、市民、地域、行政が手をつなぎ、可児市全体で取り組む子育て支援により、健康で自立した大人へと成長する子どもの育ちを支えます。

こ “可” 能性あふれる “児” どもがそだつまち 可児

つなぐ(公助)

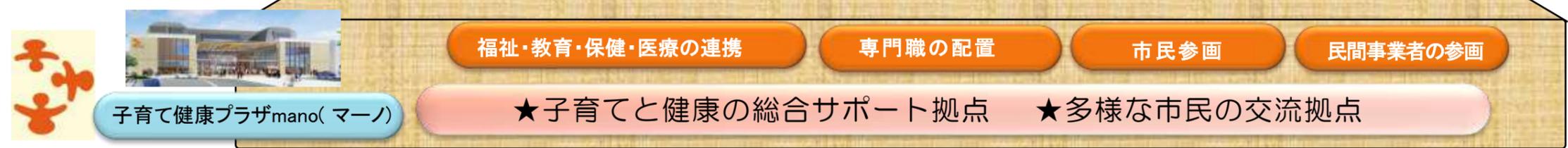
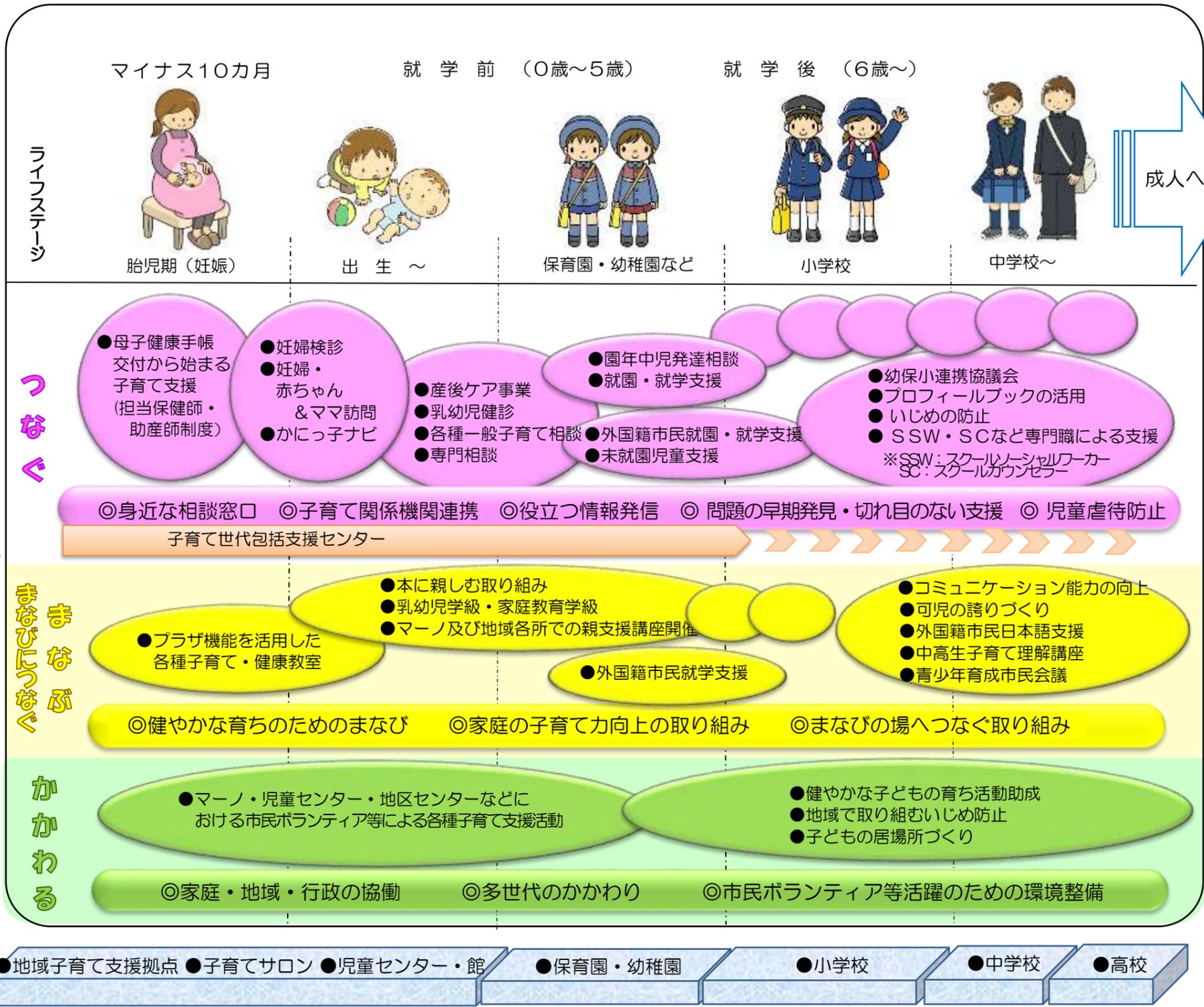
- ◎すべての子育て家庭を支える
- ◎ハイリスクアプローチ

まなぶ まなびに つなぐ(自助・公助)

- ◎みんながまなび
- ◎親がまなび

かかわる(共助)

- ◎オール可児で関わる子育て



マイナス10カ月からすべての子ども・家庭を対象としたつなぐ支援

	妊娠期	出産	乳児期(0~1歳)	幼児期(1~2歳)	保育園・幼稚園	小学校	中学校	高校	成人へ
すべての子ども・家庭	<p>★ すべての子育てで家庭を支える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健事業からつなげる子育て支援の推進（子育て世代包括支援センター） ・地域子育て支援関係機関・団体等による子育て支援の推進と連携強化（拠点：子育て健康プラザ マーノ） ・効果的な情報発信 								
つなぐ支援の取組み 【子育て健康プラザmano(マーノ)】	母子健康手帳交付 担当保健師・助産師制度	産後ケア事業	乳児健診 (4か月児)	1歳6か月児 健診	3歳児健診	いじめに関する相談			
	妊婦健診14回 (産科医療機関)	第1子新生児 訪問	定期予防接種		入学前健診	SC・SSW等専門員相談			
有機的 な 連 携	ハイリスク妊婦等訪 パパママ講座	第2子スマイル ママ訪問	7か月相談・こども相談	健診事後教室					
	スマートフォンを活用した情報発信「かにつなナビ」ほか各種媒体による情報発信			ベビークラス	離乳食相談	発達等専門相談			
つなぐ支援の取組み 【地域】	○子育てに関する総合相談窓口【子育て世代包括支援センター】		○身近な相談窓口：マーノ内市民支援室【利用者支援事業】						
	年中児相談・園訪問・学校訪問・キッズクラブ訪問(こども応援センターばあむ)								
	地域子育て支援センター(地域子育て支援拠点)								
	絆(きつずな)る〜む(マーノ内地域子育て支援拠点)								
	児童センター・児童館(地域子育て支援拠点)								
	子育てサロン(会場：地区センター等)								
	各園の活動・園庭開放				幼保小連携会議				
	ファミリーサポートセンター								
	病児保育					キッズクラブ			
	乳幼児学級				幼児学級		家庭教育学級		
	児童発達支援					放課後等デイサービス			
	<p>★ 課題を抱えた親・子ども・家庭へのアプローチ(ハイリスクアプローチ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な子ども・家庭等を早期に発見・支援するための連携 ・児童虐待防止、早期発見 								
	○ばあむによる専門相談・専門支援 ○プロフィールブックの活用・関係機関連携 ○担当保健師・助産師 ○子ども家庭総合支援拠点								

充
実
し
た
子
育
て
の
継
承

第4章 施策の展開

計画の視点である「つなぐ（公助）」「まなぶ（自助）」「かかわる（共助）」に沿って、ニーズ調査結果を踏まえ、重点課題を大きく5つに分類したうえで、安心して子育てできる環境づくりに向け、様々な施策を切れ目なく展開し、健やかな子どもの成長と親の子育て力の向上を図ります。

これらの施策は、第1期計画にて重点化した「子育て支援を総合的にサポートする拠点づくり」の取組みとして開設したマーンを拠点とし、各種支援機関や市民団体等と連携しながら取り組んでいきます。

可児市子育て支援 5つの重点課題とプラス1

～『子育て世代の安心づくり』を実現するための重点課題と取組み～

つなぐ（公助）

キーワード すべての子育て家庭を支える

重点課題1

マイナス10カ月からすべての親・子ども・家庭を対象とする切れ目のない支援の仕組み

1. 母子保健事業からつなげる子育て支援の推進

すべての子育て家庭と妊娠期から関わることができる母子保健事業を、つなぐ支援の重要な機会として位置づけ、親と子が孤立することのないよう、見守り支えていく仕組みを推進します。

取組み	関連予算事業	主な担当課
<ul style="list-style-type: none">●母子健康手帳交付を支援のスタートと位置づけ、すべての妊婦との面談の上で、リスクに応じた支援プランを作成し継続した支援を開始する。●ニーズに応じた妊産婦訪問を実施する。●出産直後の支援として、訪問型及び通所型産後ケア事業を実施する。	母子健康教育事業	健康増進課
<ul style="list-style-type: none">●新生児訪問・スマイルママ訪問により、すべての子育て家庭への訪問を実施する。	母子健康教育事業 こんにちは赤ちゃん事業	健康増進課 こども課

取組み	関連予算事業	主な担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●妊婦健診・乳幼児健診により、発育・発達の確認を行う。 ●子どもを持ちたい家庭を支援するため、不妊治療費助成を実施する。 	母子健康診査事業	健康増進課
<ul style="list-style-type: none"> ●市民ニーズをふまえた子育て支援に係る連携や取り組みを、計画的・包括的に推進する。 	子育て支援政策経費	子育て支援課 こども課 健康増進課
<ul style="list-style-type: none"> ●障がい児通所支援事業等の支援に取り組み、障がい児の早期療育を推進する。 	児童発達支援事業 児童相談支援事業 障がい認定調査等経費	福祉支援課 こども発達支援センターくれよん

2. 地域子育て支援関係機関・団体等による子育て支援の推進と連携強化

幼稚園・保育園、学校、地域の子育て支援施設・団体、民生児童委員、主任児童委員、行政機関や子育てに関わるNPO、大学等、子育て支援を展開している各機関が、子育て家庭の課題解決に向けた事業・活動を実践しながら、連携して可児市全体で子育てを支える仕組みを強化します。

取組み	関連予算事業	主な担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで実施する、子育て世代包括支援センターを効果的に運営する。 ●マーノ内で利用者支援事業（母子保健型及び基本型）を実施し、子育てに関する相談、情報提供や支援機関の紹介等を通じ、子育て家庭に寄り添う支援を進める。 	母子健康教育事業 子育て支援拠点運営事業	健康増進課 子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●市内各所に、身近な相談・交流・情報提供の場となる地域子育て支援拠点を設置し、機能・活動の充実に努める。 ※地域子育て支援拠点施設（8か所） マーノ内「絆（きつずな）る〜む」、すみれ楽園、ひろみ保育園、はぐみの森保育園、可児さくら保育園、帷子児童センター、桜ヶ丘児童センター、兼山児童館	子育て支援拠点運営事業	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●市内4カ所の児童センター・館では、地域の特色や市民力を活かし、児童の健全育成とともに異年齢の子ども同士、子育て中の親同士の絆づくりを支援する。 	児童センター管理運営事業	子育て支援課

取組み	関連予算事業	主な担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●保育を必要とするすべての児童の受け入れ体制を整備する。 ●豊かな心を育む幼児教育・保育を適切に実施する。 	市立保育園管理運営経費 私立保育園等保育促進事業	こども課

3. 効果的な子育て情報の発信

多様な媒体を用いて効果的な発信に努めるとともに、窓口ではワンストップで情報提供できる体制の充実を図ります。

取組み	関連予算事業	主な担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳交付時のミニ衛生教育、健康教室等を通して、妊娠・出産・育児に関する知識の普及、情報提供を行う。 ●スマートフォン等を活用した子育て情報発信ツール「かにっ子ナビ」、産前産後情報冊子等により子育て情報を発信する。 	母子健康教育事業	健康増進課
<ul style="list-style-type: none"> ●ウェブサイト、子育て情報紙などを活用し、子育て支援に関する多様な情報を効果的に提供する。 ●地域で活動する支援団体等の情報の集約・提供など、子育てに役立つ情報を幅広く発信する。 	子育て支援政策経費 子育て支援拠点運営事業	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●発達障がい等の理解・対応方法の知識普及に努める。 ●子育て支援機関従事者に対する専門知識の普及に努める。 	こども発達連携支援事業	子育て支援課

つなぐ(公助)

キーワード ハイリスクアプローチ

重点課題2

子どもの成長・発達に不安を抱えた親・子ども・家庭への妊娠期からのアプローチの仕組み

1. 支援が必要な子・気になる子、子育てに不安・心配がある家庭を早期に発見・支援するための連携

健康診査、家庭訪問、幼稚園・保育園、学校、地域の子育て支援施設、県の機関、医療機関等

における様々な機会を通して、特別な支援が必要な子どもや気になる子、家庭を早期に発見し、必要な支援をつないでいくことができる仕組みを推進します。

取組み	関連予算事業	主な担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●身近な支援・相談窓口として、マーン内市民支援室にて利用者支援事業を実施する。 ●子育て世代包括支援センター機能及び連携して実施する母子保健事業（乳幼児健診・健診事後指導等）により、支援を要する家庭の早期把握とつなぐ支援に努める。 	子育て支援拠点運営事業 母子健康教育事業 母子健康診査事業	子育て支援課 健康増進課
<ul style="list-style-type: none"> ●障がい等を早期に発見・判定し、関係部署との連携、支援につなげるための相談業務の強化を図る。 ●「こども応援センターぱあむ」を核とした、適切な支援方法のための連携体制を強化する。 	こども発達連携支援事業	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●発達に支援を必要とする乳幼児に対する通所療育及び保護者支援を行う。 ●適切な療育と必要なサポートのため、市内子育て支援関係機関との連携体制を整える。 	児童発達支援事業	こども発達支援センターくれよん
<ul style="list-style-type: none"> ●障がい福祉サービスを必要とする児童の利用計画の作成及び適切なサービス継続に係る調整を行う。 	児童相談支援事業	こども発達支援センターくれよん
<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭等の経済的・社会的自立支援事業を通じ、子どもの養育が適切に行われるよう支援する。 	ひとり親家庭支援事業	こども課

2. 児童虐待防止・早期発見

家庭相談をはじめ、各種相談事業等や関係機関との連携を通じ、児童虐待の防止・早期発見・適切な対応を進めます。

取組み	関連予算事業	主な担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●子ども家庭総合支援拠点体制での多職種連携により効果的な支援を展開する。 ●関係機関が役割分担して支援に加わるとともに、要保護児童対策地域協議会等を通じ、関係機関が密接に連携し問題の解決を図る。 	家庭相談事業	こども課

まなぶ：まなびにつなぐ（公助・自助）

キーワード みんながまなぶ

重点課題③

すべての子ども・子育て家庭をスムーズに学びの流れにつなぐ

1. 未就園児の把握と支援

すべての子どもが円滑に義務教育に進むことができるよう、保育園や幼稚園に就園していない子どもを把握し関係機関で共有するとともに、適切に就学できるよう支援します。

取組み	関連予算事業	主な担当課
●関係機関が連携して子どもの未就園状況を把握し、必要に応じて適切な学びの場へつなぐ。	こども発達連携支援事業	子育て支援課

2. 幼児期から学童期へつなぐ支援

小学校へのスムーズな適応を図るため、子どもの状況に応じた適切な就学支援を行います。

取組み	関連予算事業	主な担当課
●幼保小連携協議会を有効活用し、小1プロブレムに対応するカリキュラムを作成、実践する。	可児市学校教育力向上事業 市立保育園管理運営経費 市立幼稚園管理運営経費	学校教育課 こども課
●つなぐ支援のツールである子どもの成長・支援記録「プロフィールブック」の充実、保護者主体の有効活用を推進する。 ●幼児親子で性と生に関わるプログラム「いのちのふれ愛教育」を推進する。	こども発達連携支援事業	子育て支援課

3. 多様な支援を必要とする子どもへの対応

子どもが充実した学校生活を送ることができるよう、それぞれが抱える悩みや困り感の解消に努めます。

取組み	関連予算事業	主な担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援を行う。 ●学校の状況に応じて、スクールサポーター、通訳サポーターを適切に配置し、ニーズに応じた支援を行う。 ●不登校児童生徒への学校復帰支援を推進する。 ●スクールローヤーへの法律相談を通じ、適切な支援につなげる。 	可児市学校教育力向上事業 スクールサポート事業 教育研究所事業経費	学校教育課 教育研究所

4. いじめの防止と早期解決

子どもの権利を侵害するいじめを防止するとともに、万一いじめが起きても、早期に解決できる体制のもと、子どもが安心して学ぶことができる環境をつくります。

取組み	関連予算事業	主な担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●学校におけるいじめを防止するとともに、いじめにつながる子どものサインを見逃さず、速やかに対処できる体制を整える。 	可児市学校教育力向上事業	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ●いじめの相談・通報を受けたいじめ防止専門委員会が、いじめの防止と解決に努める。 ●いじめ問題対策連絡協議会を通じて関係機関の連携強化を図り、いじめの予防と発見に努める。 	子どものいじめ防止事業	子育て支援課

5. 子どものコミュニケーション能力の育成

すべての子どもが英語に親しみ習得できる環境を整えます。また、他者とのコミュニケーション能力を高めることにより、良好な人間関係を築くことができる子どもを育てます。

取組み	関連予算事業	主な担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●かにかって英語プログラムの更なる推進・定着を図るとともに、かにかって英語サポーターによる支援を進める。 ●コミュニケーションワークショップを開催し、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図る。 	外国語・コミュニケーション教育推進事業	学校教育課

6. 「ふるさと」への誇りと愛着を育む

本市で育つ子どもが将来、ふるさとである可児・岐阜を誇りに思い、次代につないでいけるよう愛郷心を育みます。

取組み	関連予算事業	主な担当課
●児童生徒が可児の歴史や文化を興味深く学ぶことができる体験学習を実施する。	ふるさとを誇りに 思う教育事業	学校教育課

7. 外国籍市民（子ども）の就園・就学支援

外国籍市民の増加に伴い、市内で暮らす外国籍の子どもが適切に就園・就学できるよう関係機関の連携により支援します。

取組み	関連予算事業	主な担当課
●日本語指導を必要とする児童生徒への生活・学習指導を通して、小中学校での生活に適應できるよう支援を行う。	ばら教室KAN I 運営事業	学校教育課
●定住外国人の子どもの就学を支援するため、関係機関と連携し、成長段階に合わせた教室を実施する。	多文化共生事業	人づくり課 学校教育課

まなぶ(自助)

キーワード **親がまなぶ**

重点課題4

家庭のまなびを支える

1. 家庭の子育て力向上の取り組み

各家庭の実情に合った子育て力を親が身に付け、子育てに対する自信を深め親として成長することができるよう、子育てに関する様々な学びの機会を提供します。

取組み	関連予算事業	主な担当課
●妊娠期～子育て期にわたり、マーノ内の各機能を活用した各種講習会などを実施する。	母子健康教育事業 健康づくり拠点運 営事業	健康増進課 子育て支援課
●各児童センター・館、絆る～む、子育て支援センター等において、育児や食育などの親支援講座を開催する。	児童センター管理 運営事業 子育て支援拠点運 営事業	子育て支援課

取組み	関連予算事業	主な担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●より多くの保護者が参加しやすい家庭教育学級を実施するとともに、学級の自主運営を支援する。 ●子育て家庭が子育てについての能力を高め、子育てに前向きに取り組むことができるよう、保護者向けの講座を開催する。 ●次世代の親支援として、中高生向けの子育て理解講座を開催する。 	家庭教育推進事業	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●「家庭の日」の普及活動や青少年育成シンポジウムの開催などを通じ、子どもの健全育成の取り組みを推進・啓発する。 	青少年育成事業	人づくり課

2. 本に親しむ取り組みの推進

子どもが気軽に本に接し、読書の喜びと楽しさを感じることができる環境づくりに努めます。また、気軽に本を手に取り、読書に親しむことができる空間を創出します。

取組み	関連予算事業	主な担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●「可児市子どもの読書活動推進計画」を推進する。 	読書推進事業	図書館
<ul style="list-style-type: none"> ●図書館との連携のもと、「みんなの書齋」をはじめとするマーノの読書環境を整備する。 	子育て健康プラザ管理運営事業	子育て支援課

かかわる(共助)

キーワード **オール可児でかかわる子育て**

重点課題5

地域で子ども・子育てを支える市民活動の推進

1. 家庭・地域・行政が協働して子育てに関わる

市民ボランティアとの連携や市民団体による取り組みの支援を通じ、地域の誰もが子ども・子育て家庭に関わる協働の社会をつくります。子育て家庭が地域や社会とつながり、適切な支援を受けることができたり、親子で社会参加したりすることができるようにします。

取組み	関連予算事業	主な担当課
<p>●専門スキルを備えた市民ボランティア（子育てサポーター、ファミリー・サポート・センターサポート会員、子育てピアサポーター）の育成と、マーノで活動する市民団体等のコーディネート・支援を推進する。</p> <p>●マーノ内市民支援室を、子育て支援活動に取り組む市民団体やボランティアの活動・交流・情報支援の拠点として活用する。</p> <p>●市民団体による子ども・子育て家庭と地域との交流・絆づくりにつながる取り組みへの助成「こどもの健やかな育ち応援活動助成事業」を推進する。</p>	<p>子育て支援政策経費</p> <p>子育て支援拠点運営事業</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>●貧困などの困難を抱えた子ども・子育て家庭を、支援機関との連携のもと、支援サービス等の情報提供や地域とのつながりを持つことができる居場所の提供などの支援を推進する。</p>	<p>子育て支援政策経費</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>●子どもの居場所としての施設の利用を促進する。</p>	<p>地区センター活動経費</p>	<p>地域振興課</p>
<p>●地域各団体等と連携し、子育て家庭を地域ぐるみで支える活動に取り組む地区青少年市民会議を支援する。</p>	<p>青少年育成事業</p>	<p>人づくり課</p>
<p>●働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの観点から市内の優良企業を発掘するとともに、講座や啓発を通じ、子育てと仕事を両立できる環境づくりを推進する。</p>	<p>可児わくわくWorkプロジェクト事業</p>	<p>産業振興課</p>
<p>●いじめ防止協力事業所・団体の認定、活動等を通じ、地域での啓発活動を推進する。</p>	<p>子どものいじめ防止事業</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>●児童センター・館やマーノ、子育てサロンをはじめとする地区センター等での活動における市民ボランティアの関わりを高め、小中高生、子育て親子、地域住民等多世代交流を推進する。</p>	<p>児童福祉一般経費</p> <p>児童センター管理運営事業</p>	<p>こども課</p> <p>子育て支援課</p>
<p>●放課後・長期休暇等のキッズクラブ活動において、市民ボランティアの協力を得て、小学生と地域の方々の多世代交流を推進する。</p>	<p>キッズクラブ運営事業</p>	<p>こども課</p>

2. 子どもからシルバー世代まで「一市民スポーツ」の推進

子どもから大人まで、一人一つ以上のスポーツに取り組むことの普及啓発を通じ、子どもの健全育成と地域住民の仲間づくりや健康・生きがいづくりを進めます。

取組み	関連予算事業	主な担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ少年団活動を支援する。 ●子どもたちが気楽に参加できる講座を開催する。 	市民スポーツ推進事業 総合型地域スポーツクラブ推進事業	文化スポーツ課

3. 市民ボランティア等の活躍のための環境整備

子育て支援に関わる市民ボランティアの持つ力を一層向上させるとともに、誰もがボランティア活動に取り組み、やりがいを感じてもらえるような環境をつくります。

取組み	関連予算事業	主な担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●ファミリー・サポート・センター利用会員及びサポート会員増を図るとともに、制度のPRや提供会員の技術向上に努める。 ●マザー内市民支援室にて行う「利用者支援事業」は、市民の視点で担うことができる事業者により、子育てに関わる市民団体やボランティアの活動拠点として、効果的な運営を図る。 	子育て支援拠点運営事業	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●市民ボランティアをはじめとする、支援に関わる市民を対象としたスキルアップ講座を開催する。 	子育て支援政策経費 子育て支援拠点運営事業 家庭教育推進事業	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●地域支え愛ポイントを活用し、支援に関わるボランティアを支援することにより、市民、事業者、行政が一体となった地域支え合いの仕組みづくりを進める。 	支え愛地域づくり事業	地域振興課

プラス1

マーノを利用する多様な市民の絆づくりと、マーノが有する子育て支援機能を中核とした、健康づくり・交流の拠点づくりをさらに進めます。

取組み	関連予算事業	主な担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●多様な市民が気軽に訪れ生き生きと交流できるホスピタリティ・仕掛けを推進する。 ●市民ボランティア、施設運営に関わる民間事業者、地域の関係機関、多文化共生センター フレビアや図書館といった近隣施設等との連携・協働を強化する。 ●岐阜医療科学大学をはじめとする地域の大学等教育機関と連携し、マーノにおける子育て支援施策等の取り組みを充実させる。 ●文化芸術の持つ力で市民に元気と希望を届けている文化創造センター アーラとの連携・協働を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援政策経費 子育て支援拠点運営事業 子育て健康プラザ管理運営事業 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課

第5章 量の見込みと確保の内容

1 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度です。

(1) 保育の必要性の認定

新制度では、保護者の申請を受けた市町村が、国の基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。

◆認定区分と提供施設

認定区分	年齢	保育の必要性	利用可能施設			
			幼稚園	保育園	認定こども園	地域型保育
1号	3歳以上	無	●		●	
2号		有 教育ニーズ 有	●		●	
		有 教育ニーズ 無		●	●	
3号	3歳未満	有		●	●	●

(2) 施設型給付・地域型保育給付

新制度では、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付である「施設型給付」、市町村が認可する小規模保育所等への給付である「地域型保育給付」により、地域の子育て支援の充実を図ります。

施設型給付の種類

(1) 保育園(所)・幼稚園

保育園(所)は、児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設(児童福祉法第39条)です。

幼稚園は、学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設(学校教育法第22条)です。「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的」としています。

(2) 認定こども園

幼稚園・保育園(所)などのうち、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、都道府県から認定こども園としての認定を受けることができる仕組みを設けるもの(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項)です。

地域型保育事業の類型

(1)小規模保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下できめ細やかな保育を行う事業です。

(2)家庭的保育事業

家庭的な雰囲気の下、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者がその居宅等の場所で保育を行う事業です。

(3)居宅訪問型保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業です。

(4)事業所内保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。

(3) 幼児教育・保育無償化

幼児教育・保育の無償化が令和元年10月に開始されました。これにともない幼稚園（新制度未移行）、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援として、施設等利用給付が創設されました。

施設等利用費の給付は保護者の利便性や事務の円滑化をふまえ、園等の意向を確認し実施していきます。

2 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

量の見込み^{※1}や確保の内容^{※2}を設定するにあたり、国は、『地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる区域を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てること』としています。

本市においては、保護者のニーズを柔軟に吸収し、効率的な事業の実施ができるよう、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を次の通り定めます。

◆教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業区分		提供区域	考え方
教育・保育事業	1号認定(3～5歳:教育)	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とします。
	2号認定(3～5歳:保育)	市全域	
	3号認定(0～2歳:保育)	市全域	
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業	市全域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育提供区域とあわせ、市全域とします。
	放課後児童健全育成事業	小学校区	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、小学校区を提供区域とします。
	子育て短期支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とします。
	地域子育て支援拠点事業	市全域	
	一時預かり事業	市全域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育提供区域とあわせ、市全域とします。
	病児・病後児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とします。
	実費徴収に係る補足給付事業	市全域	
	ファミリー・サポート・センター事業	市全域	
	妊婦健診事業	市全域	
	乳幼児全戸訪問事業	市全域	
	養育支援訪問事業	市全域	
	利用者支援事業	市全域	

※1：ニーズ調査結果や人口推計、これまでの実績等を勘案し、導き出した利用者等の見込み

※2：定員数など、実際にサービスを提供できる量

3 事業別 量の見込みと確保の内容、提供体制の考え方

(1) 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

①教育事業(3～5歳)

【事業内容】

幼稚園や認定こども園において3～5歳児を対象とし、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする事業です。

◆実績

単位(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／令和元年度
就園児童数	1,604	1,612	1,614	1,563	1,538

※各年度4月1日現在の人数

◆量の見込みと確保の内容

単位(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み		1,488	1,431	1,371	1,352	1,337
確保の内容	教育・保育施設	120	120	120	120	120
	確認を受けない幼稚園	2,710	2,710	2,710	2,710	2,710
	B 合計	2,830	2,830	2,830	2,830	2,830
B-A		1,342	1,399	1,459	1,478	1,493

【提供体制の考え方】

保育園の利用ニーズが高まっている一方で、幼稚園についての令和元年度までの実績は、若干の減少傾向となっています。

住民基本台帳人口を基に算出した推計値で、対象人口は減少していくと見込まれる中、幼稚園には一定のニーズがあるものの、入園する割合はこれまでと同様の状況が続くものと見込まれ、結果として量の見込みは減少していくものと見込んでいます。近隣市町からの広域分の受け入れを上乗せしても、現状のままで十分な確保ができています。

認定こども園に移行する場合は、円滑な移行に協力していきます。

②保育事業(3～5歳)

【事業内容】

保育園や認定こども園において3～5歳児を対象とし、保護者の就労や病気などで、家庭で子どもをみるができない場合に、保護者の代わりに保育する施設・事業です。

◆実績

単位（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／ 令和元年度
就園児童数	846	896	900	879	889

※各年度4月1日の人数

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	879	862	841	846	851
確保の内容	特定保育施設	929	929	929	929
	企業主導型保育施設(地域枠)	6	6	6	6
	B 合計	935	935	935	935
B-A	56	73	94	89	84

【提供体制の考え方】

利用実績は、平成27年度で31.0%であったものが、平成31年度には33.4%まで上昇しています。住民基本台帳人口を基に算出した推計値では対象人口は減少していきますが、利用率の上昇は、女性の就業率の上昇や幼児教育・保育無償化の影響から今後も続くと見込んでおり、令和6年度には37.0%まで上昇すると見込み、量の見込みはほぼ横ばいになると予測しています。

これに対する確保の内容として、これまでに私立保育園の開園や利用定員の増、公立保育園の増築による定員増により受け入れ人数を増やしてきており、量の見込みに対する確保が可能な状況となっています。

③保育事業(0～2歳)

【事業内容】

特定保育施設（保育園、認定こども園）、地域型保育施設（小規模保育事業所）において0～2歳児を対象とし、保護者の就労や病気などで、家庭で子どもをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設・事業です。

◆実績

単位（人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／ 令和元年度
就園児童 数	0歳	38	53	59	52	47
	1・2歳	414	443	506	503	474

※各年度4月1日現在の人数

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見 込み	0歳	75	78	81	84	87	
	1・2歳	496	506	524	537	548	
	A 合計	571	584	605	621	635	
確保の 内容	特定 保育 施設	0歳	100	100	100	100	100
		1・2歳	467	467	467	467	467
	地域型 保育 施設	0歳	13	13	13	13	13
		1・2歳	44	44	44	44	44
	企業主 導型保 育施設 (地域枠)	0歳	13	13	13	13	13
		1・2歳	39	39	39	39	39
	B 合計		676	676	676	676	676
B-A		105	92	71	55	41	

【提供体制の考え方】

利用実績は、0歳については、平成27年度で4.5%であったものが、平成31年度には6.5%まで上昇しています。1・2歳については、平成27年度で23.3%であったものが、平成31年度には29.8%まで上昇しています。

住民基本台帳人口を基に算出した推計値では対象人口は減少していきませんが、未満児からの保育需要は増加してきており、また0歳、1歳の年度途中で利用者が増加していききます。これらを踏まえ、令和6年度には0歳については12.3%、1・2歳については36.8%まで上昇すると見込まれ、その後も同様の傾向が続くと予測されます。

これに対する確保の内容として、これまでに私立保育園の開園や利用定員の増により受け入れ人数を増やしてきているとともに、企業主導型保育施設の開園により、量の見込みに対する確保が可能な状況となっています。

ただし、1・2歳については量の見込みの増加が定員に迫ってくることから、予測以上に見込み量が増加していく場合は、利用希望園の地域性を踏まえ確保について見直す必要があります。

【保育利用率】

国の基本指針においては、3歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、3歳未満の子どもの保育利用率の目標値を設定することとされています。保育利用率とは、3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定子どもに係る保育園等の利用定員数の割合のことです。

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号認定子どもに係る保育の利用定員数}}{\text{3歳未満の子どもの数全体}}$$

保育園等の利用意向のある子どもをすべて受け入れられる体制を整備するためには、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえた上で、今後の各年度の保育利用率の目標値を設定していく必要があります。

本市においては、平成30年度現在、待機児童はありません。利用希望も加味した今後の需要予測である「量の見込み」の値はすべて、利用定員に対する今後の整備目標である「確保の内容」を下回っています。したがって、保育利用率の目標値は、各年度の3歳未満の推計児童数に占める「確保の内容」の割合とします。

◆0～2歳の保育利用率（目標値）

単位（％）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率	29.8	30.1	30.1	30.4	30.8

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

①時間外保育事業

【事業内容】

保育園、認定こども園等において、保育標準時間（11時間）を超える時間帯に、保育認定を受けた子どもに対し、保育（延長保育）を実施する事業です。

◆実績

単位（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／令和元年度
利用者数	368	649	829	910	649

※平成31年／令和元年度は実績見込み人数

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み 延べ利用者数	618	601	588	581	573
B 確保の内容	618	601	588	581	573
B-A	0	0	0	0	0

【提供体制の考え方】

在園児が利用できる環境が既に整っていることから、量の見込みと確保の内容は同数としています。

②放課後児童健全育成事業

【事業内容】

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等で留守になる家庭の小学生を対象に、授業の終了後等に小学校の余裕教室や専用施設を利用して適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。当市では、ボランティアなど地域の方と協働し子どもの健全育成を図るとともに、キッズクラブが地域の方と子どもの交流の場になることを目指しています。

◆実績

単位（人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／令和元年度
利用者数	低学年	644	624	680	717	772
	高学年	130	116	118	58	66
合計		774	740	798	775	838

※各年度7月1日現在の通年人数

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	341	361	359	351	362
	2年生	290	295	303	291	281
	3年生	195	193	195	196	191
	4年生	129	127	126	123	122
	5年生	50	53	50	50	48
	6年生	10	9	10	9	8
	A 合計	1,015	1,038	1,043	1,020	1,012
B 確保の内容		1,204	1,220	1,255	1,255	1,255
B-A		189	182	212	235	243

※各年度4月1日現在の通年人数

【提供体制の考え方】

住民基本台帳の校区別人口を基に算出した推計値に、児童の利用実績等を踏まえると、令和4年度までは学校全体の児童数増加に伴い、キッズクラブの入室児童数も増加していくことが見込まれます。

これに対する確保の内容として、余裕教室の確保が困難な土田小学校で専用施設の整備を行い、既存の専用施設だけでは受入れが困難になると見込まれる今渡北小学校、春里小学校、東明小学校及び広見小学校については、学校の状況を踏まえ教室を兼用することにより量の見込みへの対応を図ります。

また、キッズクラブの特色のひとつであるボランティアの参加を推進し、地域の大人との関わりによる子どもの育ちにとってより良い環境を整備します。

<小学校区別の量の見込みと確保の内容>

●今渡北小学校区

◆実績

単位（人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／ 令和元年度
利用者数	低学年	97	84	101	122	130
	高学年	15	14	3	8	0
合計		112	98	104	130	130

※各年度7月1日現在の通年人数

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	54	69	65	78	72
	2年生	51	52	64	59	68
	3年生	43	38	39	46	42
	4年生	12	15	13	14	16
	5年生	6	6	7	6	6
	6年生	0	0	0	0	0
	A 合計	166	180	188	203	204
B 確保の内容		180	180	215	215	215
B-A		14	0	27	12	11

※各年度4月1日現在の通年人数

※令和元年定員：110人

【提供体制の考え方】

住民基本台帳の校別人口を基に算出した推計値に、児童の利用実績等を踏まえると、今後も入室児童数が増加することが見込まれます。

既存の専用施設（2教室）に加え学校施設のプレハブ教室（3教室）を兼用することにより、量の見込みに対する確保が可能となります。

●今渡南小学校区

◆実績

単位（人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／ 令和元年度
利用者数	低学年	83	88	92	97	101
	高学年	28	7	13	0	7
合計		111	95	105	97	108

※各年度7月1日現在の通年人数

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	45	55	48	50	48
	2年生	40	40	47	40	41
	3年生	26	26	26	30	25
	4年生	15	15	15	15	17
	5年生	6	8	8	8	8
	6年生	0	0	0	0	0
	A 合計	132	144	144	143	139
B 確保の内容		160	160	160	160	160
B-A		28	16	16	17	21

※各年度4月1日現在の通年人数

※令和元年定員：160人

【提供体制の考え方】

住民基本台帳の校区別人口を基に算出した推計値に、児童の利用実績等を踏まえると、今後は、入室児童数が横ばいで推移することが見込まれます。

平成30年度に専用施設（4教室）を新築整備し、受入れ人数増加を図ったため量の見込みに対する確保ができています。

●土田小学校区

◆実績

単位（人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／ 令和元年度
利用者数	低学年	57	51	55	64	76
	高学年	4	3	4	0	0
合計		61	54	59	64	76

※各年度7月1日現在の通年人数

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	44	46	35	43	44
	2年生	36	42	42	32	37
	3年生	13	15	18	19	14
	4年生	10	9	11	12	12
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	0	0	0	0	0
	A 合計	104	113	107	107	108
B 確保の内容		105	121	121	121	121
B-A		1	8	14	14	13

※各年度4月1日現在の通年人数

※令和元年定員：70人

【提供体制の考え方】

住民基本台帳の校区別人口を基に算出した推計値に、児童の利用実績等を踏まえると、現在よりも増加しその後は入室児童数が横ばいで推移することが見込まれます。

既存の専用施設（1教室）に加え令和2年度に新たに専用施設を整備し、受入れ人数増加を図ることで量の見込みに対する確保が可能となります。

●帷子小学校区

◆実績

単位（人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／ 令和元年度
利用者数	低学年	33	43	57	65	82
	高学年	7	7	7	7	7
合計		40	50	64	65	82

※各年度7月1日現在の通年人数

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	39	36	44	37	34
	2年生	30	28	26	31	26
	3年生	20	23	22	19	23
	4年生	15	16	18	17	15
	5年生	1	1	1	2	1
	6年生	0	0	0	0	0
	A 合計	105	104	111	106	99
B 確保の内容		118	118	118	118	118
B-A		13	14	7	12	19

※各年度4月1日現在の通年人数

※令和元年定員：118人

【提供体制の考え方】

住民基本台帳の校區別人口を基に算出した推計値に、児童の利用実績等を踏まえると、今後は、入室児童数が横ばいで推移することが見込まれます。

引続き、学校施設の余裕教室（3教室）を利用することにより、量の見込みに対する確保が可能になります。

●南帷子小学校区

◆実績

単位（人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／ 令和元年度
利用者数	低学年	33	24	28	31	30
	高学年	7	12	8	0	7
合計		40	36	36	31	37

※各年度7月1日現在の通年人数

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	8	8	11	7	10
	2年生	15	19	16	19	13
	3年生	7	6	8	6	8
	4年生	8	7	6	7	6
	5年生	4	5	4	4	5
	6年生	0	0	0	0	0
	A 合計	42	45	45	43	42
B 確保の内容		96	96	96	96	96
B-A		54	51	51	53	54

※各年度4月1日現在の通年人数

※令和元年定員：96人

【提供体制の考え方】

住民基本台帳の校区別人口を基に算出した推計値に、児童の利用実績等を踏まえると、今後は、入室児童数が横ばいで推移することが見込まれます。

引続き、学校施設の余裕教室（3教室）を利用することにより、量の見込みに対する確保が可能になります。

●春里小学校区

◆実績

単位（人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／ 令和元年度
利用者数	低学年	34	39	37	45	46
	高学年	12	13	14	6	0
合計		46	52	51	51	46

※各年度7月1日現在の通年人数

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	1年生	18	24	23	20	23
	2年生	14	12	17	15	13
	3年生	14	12	11	14	13
	4年生	10	9	8	7	9
	5年生	5	4	4	3	3
	6年生	4	4	4	4	3
	A 合計	65	65	67	63	64
B 確保の内容		72	72	72	72	72
B-A		7	7	5	9	8

※各年度4月1日現在の通年人数

※令和元年定員：37人

【提供体制の考え方】

住民基本台帳の校区別人口を基に算出した推計値に、児童の利用実績等を踏まえると、今後は、入室児童数が横ばいで推移することが見込まれます。

引続き、既存の専用施設（1教室）に加え学校施設のプレハブ教室（1教室）を兼用することにより、量の見込みに対する確保が可能となります。

●旭小学校区

◆実績

単位（人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／ 令和元年度
利用者数	低学年	77	64	57	63	62
	高学年	15	19	18	15	14
合計		92	83	75	78	76

※各年度7月1日現在の通年人数

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	24	24	21	25	24
	2年生	25	23	22	19	22
	3年生	14	14	13	12	10
	4年生	15	13	13	11	11
	5年生	7	8	7	7	6
	6年生	3	2	3	2	2
	A 合計	88	84	79	76	75
B 確保の内容		90	90	90	90	90
B-A		2	6	11	14	15

※各年度4月1日現在の通年人数

※令和元年定員：90人

【提供体制の考え方】

住民基本台帳の校区別人口を基に算出した推計値に、児童の利用実績等を踏まえると、今後、入室児童数は減少することが見込まれます。

引続き、既存の専用施設（2教室）を使用することにより、量の見込みに対する確保ができています。

●桜ヶ丘小学校区

◆実績

単位（人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／ 令和元年度
利用者数	低学年	98	90	84	72	69
	高学年	13	19	21	8	16
合計		111	109	105	80	85

※各年度7月1日現在の通年人数

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	26	25	22	18	18
	2年生	27	25	23	20	16
	3年生	13	12	11	10	9
	4年生	17	16	15	14	13
	5年生	4	4	4	4	3
	6年生	0	0	0	0	0
	A 合計	87	82	75	66	59
B 確保の内容		113	113	113	113	113
B-A		26	31	38	47	54

※各年度4月1日現在の通年人数

※令和元年定員：113人

【提供体制の考え方】

住民基本台帳の校区別人口を基に算出した推計値に、児童の利用実績等を踏まえると、今後、入室児童数は減少することが見込まれます。

引続き、既存の専用施設（3教室）を使用することにより、量の見込みに対する確保ができています。

●東明小学校区

◆実績

単位（人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／ 令和元年度
利用者数	低学年	28	31	34	35	43
	高学年	11	5	6	0	8
合計		39	36	40	35	51

※各年度7月1日現在の通年人数

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	19	19	21	12	15
	2年生	11	10	10	11	6
	3年生	12	12	10	10	11
	4年生	9	12	11	9	9
	5年生	5	4	4	4	4
	6年生	0	0	0	0	0
	A 合計	56	57	56	46	45
B 確保の内容		71	71	71	71	71
B-A		15	14	15	25	26

※各年度4月1日現在の通年人数

※令和元年定員：36人

【提供体制の考え方】

住民基本台帳の校区別人口を基に算出した推計値に、児童の利用実績等を踏まえると、今後、入室児童数は減少することが見込まれます。

引続き、既存の専用施設（1教室）に加え学校施設の教室（1教室）を兼用することにより、量の見込みに対する確保が可能となります。

●広見小学校区

◆実績

単位（人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／ 令和元年度
利用者数	低学年	98	101	126	114	123
	高学年	15	14	23	19	12
合計		113	115	149	133	135

※各年度7月1日現在の通年人数

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見 込 み	1年生	61	51	63	60	70
	2年生	37	41	33	40	38
	3年生	33	35	37	30	36
	4年生	17	14	15	16	13
	5年生	11	12	10	11	11
	6年生	2	2	2	2	2
	A 合計	161	155	160	159	170
B 確保の内容		179	179	179	179	179
B-A		18	24	19	20	9

※各年度4月1日現在の通年人数

※令和元年定員：109人

【提供体制の考え方】

住民基本台帳の校区別人口を基に算出した推計値に、児童の利用実績等を踏まえると、今後も入室児童数が増加することが見込まれます。

既存の専用施設（2教室）に加え学校施設のプレハブ教室（2教室）を兼用することにより、量の見込みに対する確保が可能となります。

●兼山小学校区

◆実績

単位（人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／ 令和元年度
利用者数	低学年	6	9	9	9	10
	高学年	3	3	1	2	2
合計		9	12	10	11	12

※各年度7月1日現在の通年人数

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	3	4	6	1	4
	2年生	4	3	3	5	1
	3年生	0	0	0	0	0
	4年生	1	1	1	1	1
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	1	1	1	1	1
	A 合計	9	9	11	8	7
B 確保の内容		20	20	20	20	20
B-A		11	11	9	12	13

※各年度4月1日現在の通年人数

※令和元年10月定員：20人

【提供体制の考え方】

住民基本台帳の校区別人口を基に算出した推計値に、児童の利用実績等を踏まえると、今後は、入室児童数は減少することが見込まれます。

引続き、学校施設の余裕教室（1教室）を利用することにより、量の見込みに対する確保が可能になります。

新・放課後子ども総合プランについて

新・放課後子ども総合プランは、放課後児童クラブ（可児市におけるキッズクラブ）の整備を進め待機児童の解消を目指すとともに、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して運営することで、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行えるようにするものです。

プランの実施には、学校施設が学校の授業以外にも活用できるゆとりのある環境のもと、放課後に一時的使用ができることを前提に、教育委員会と福祉部局等が責任をもって管理運営にあたり、地域住民、地域の社会資源とも連携した体制が望まれます。

本市においては、放課後子供教室は未実施ですが、長期休暇期間中のキッズクラブにおいては、屋外活動や市民講師による各種の行事などを市民ボランティアの協力を得て実施し、多様なプログラムの充実に努めています。

今後とも、キッズクラブの待機児童解消を優先し教室の活用を図るとともに、子どもの放課後等の居場所に関する地域と学校との協働体制の在り方も踏まえ、施設や人材の確保、運用の体制の整備について教育委員会及び関係部署とこども健康部とが連携し、放課後子供教室の実施を検討していきます。

◆整備計画

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
キッズクラブ(校区)	11	11	11	11	11
放課後子供教室	0	0	1	1	2
一体型	0	0	0	1	2

※放課後子供教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図るもの。

③子育て短期支援事業(ショートステイ)

【事業内容】

保護者の疾病等により家庭における養育が一時的に困難となった児童を、児童養護施設等に短期入所させ、必要な保護を行う事業です。子育て家庭を支える環境づくり及び多様化する子育て家庭への支援としての役割を担います。

◆実績

単位 (人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／令和元年度
年間延べ利用者数	5	8	2	6	7

※平成31年／令和元年度は実績見込み人数

◆量の見込みと確保の内容

単位 (人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	0	0	0	0	0
B 確保の内容	42	42	42	42	42
B-A	42	42	42	42	42

【提供体制の考え方】

調査結果では、利用実績や利用意向はないものの、泊りがけで子どもの面倒を保護者以外にみてもらう必要があったという回答が約19%あることから、緊急時の受け入れ先として確保しておく必要があります。

確保の内容は、過去の利用実績からも、現在の8か所の委託先で受け入れが可能です。

④地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児とその保護者が気軽に訪れ、相互交流できる場所を提供するとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。子育て家庭を地域で支える機能のひとつとして、身近な交流の場や相談先としての役割を担います。

◆実績

単位（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／令和元年度
年間延べ利用者数	16,719	16,063	17,014	45,857	44,378

※平成31年／令和元年度は実績見込み人数

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	43,662	43,819	44,609	44,123	43,548
B 確保の内容	43,662	43,819	44,609	44,123	43,548
B-A	0	0	0	0	0

【提供体制の考え方】

ニーズ調査では、70.6%の人が地域子育て支援拠点を利用していないと回答していますが、核家族化や地域のつながりの希薄化が進む中、子育て中の親子が気軽に訪れ、リラックスしながら交流したり、子育てに関する情報を得たり、時には相談したりできる場所として、地域子育て支援拠点は一定の役割を果たしていると認められます。

国は、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月閣議決定)において、乳幼児の子育て中の親子が気軽に移動できる範囲に設置させるよう、地域子育て支援拠点の設置目標を中学校区に1か所(1万か所)と決めました。この方針を踏まえ、本市ではこれまで事業を実施してきたすみれ楽園、ひろみ保育園に加え、平成29年度に「はぐみの森保育園」、平成30年度に「可見さくら保育園」内にそれぞれ設置された拠点の運営を支援するとともに、同年には子育て健康プラザ内に移転した「絆る〜む」に、平成31年度には帷子・桜ヶ丘・兼山の各児童センター・児童館にその機能を付加することで、市内全中学校区に8か所を設置する体制を整えました。

各施設とも定員は設定していませんが、それぞれ施設の特徴を活かした運営を行っており、子育て世代の様々なニーズに応じた対応が可能と見込みます。

⑤一時預かり事業※

【事業内容】

家庭での保育が一時的に困難な乳幼児を、認定こども園、幼稚園、保育園、その他の場所において、一時的に預かる事業です。

◆実績

単位（人）

幼稚園の預かり保育	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／令和元年度
年間延べ利用者数	35,139	39,660	49,867	34,289	46,372
その他の一時預かり	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／令和元年度
年間延べ利用者数	7,377	8,183	7,511	6,457	9,850

※平成31年／令和元年度は実績見込み人数

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

幼稚園の預かり保育	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
A 量の見込み	46,372	44,570	42,642	42,012	41,471	
B 確保の内容	46,372	44,570	42,642	42,012	41,471	
B-A	0	0	0	0	0	
その他の一時預かり	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
A 量の見込み	12,112	11,825	11,627	11,484	11,335	
確保の内容	一時預かり事業	11,831	11,548	11,352	11,211	11,064
	ファミリー・サポート・センター(病児・病後児を除く)	281	277	275	273	271
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
	B 合計	12,112	11,825	11,627	11,484	11,335
B-A	0	0	0	0	0	

※「幼稚園の預かり保育」は幼稚園における「預かり保育」の量の見込み、「その他の一時預かり」は一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、ファミリー・サポート・センターを含めた量の見込みとなります。

【提供体制の考え方】

幼稚園の預かり保育、一時預かり事業(保育園にて実施)ともに受け入れ体制が整っているため、量の見込みと確保の内容は同数としています。

ファミリー・サポート・センターについては、現状でもニーズに応じた対応が可能であり、量の見込みと確保の内容は同数としていますが、事業全体と同様、新たなサポート会員の確保を進めるとともに、緊急救命講習や子どもの事故防止に関する講習等を通じて一層の資質向上を図ります。

なお、幼稚園では、保護者の就労に関係なく入園することができるため、1号または2号認定に該当するか否かを把握する必要がなく、合計値としています。

⑥病児・病後児保育事業

【事業内容】

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。保護者が共に就業している子育て家庭の孤立防止とニーズに応じた適切な支援手段を担います。

◆実績

単位（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／ 令和元年度
年間延べ利用者数	84	158	180	125	158

※平成31年／令和元年度は実績見込み人数

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み		231	225	220	217	214
確保の内容	病児・病後児保育事業	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
	子育て援助活動事業 (病児・緊急対応強化事業)	0	0	0	0	0
	B 合計	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
B-A		1,229	1,235	1,240	1,243	1,246

【提供体制の考え方】

ニーズ調査では、日常的・緊急時に子どもをみてもらえる親族がいない保護者があり、ニーズ量も未就学児で39.6%、小学生で17.6%あるものの、実際に病児・病後児保育を利用したことがある人はこれに比べて少なく（未就学児で3.7%、小学生で0%）、今後もこの傾向が続くものと見込まれます。

市内では2園（可児さくら保育園、梶の木保育園）で病児保育事業を実施し1日5人の受け入れが可能となっており、量の見込みに対する受け入れ体制は確保されています。

なお、量の見込みへの対応は保育園における保育事業で対応できる見込みであることから、計画期間中にファミリー・サポート・センター事業で、病児・病後児の預かりに対応した体制を整える予定はありません。

⑦実費徴収に係る補足給付事業

【事業内容】

令和元年10月1日から実施されている幼児教育・保育の無償化にあわせ、新制度未移行の幼稚園に通う年収360万円未満相当の世帯の子ども及び第3子以降の子どもの副食材料費の負担を減免するものです。

◆実績

単位（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／ 令和元年度
年間延べ利用者数	—	—	—	—	271

※令和元年11月1日現在

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	263	255	247	240	233
B 確保の内容	263	255	247	240	233
B-A	0	0	0	0	0

【提供体制の考え方】

対象者には副食費の減免を行っていくことから、量の見込みと確保の内容は同数としています。

⑧ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)

【事業内容】

乳幼児から小学生程度までの子どもの保護者で、子育ての手助けをして欲しい人と、子育ての手助けをできる人とをそれぞれ会員とし、一時的な育児のサポートが必要となった時に会員同士をマッチングし、預かり等の相互援助活動を行う事業です。子育て家庭の一時的な預かりニーズに市民のボランティア活動で応えることで、支え合いの環境づくりと、子育てに係る地域活動・ボランティアの育成を担います。

◆実績

単位(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／令和元年度
年間延べ利用者数	587	731	633	601	653

※平成31年／令和元年度は実績見込み人数

◆量の見込みと確保の内容※

単位(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	692	688	684	665	645
B 確保の内容	692	688	684	665	645
B-A	0	0	0	0	0

※就学児の利用のみの見込みです。未就学児のファミリー・サポート・センター事業の量の見込みは「⑤一時預かり事業」の「その他の一時預かり」に含まれます。

【提供体制の考え方】

子どもを預かる「サポート会員」を対象に、緊急救命及び事故防止に関する講習会等を開催し、援助活動に関するスキルアップと活動時の子どもの安全確保に努めています。また、一般の保護者も参加できる交流会を開催し、既存の保育事業を補完するサービスとしてより多くの方に利用していただけるよう事業の周知を図っています。

現状でもニーズに応じた対応が可能であり、確保の内容については量の見込みと同数としていますが、子どもを預けたい「利用会員」に対して、サポート会員の人数が少ないことから、休眠状態のサポート会員の掘り起こしや、時間に余裕のある子育て経験者等、新たなサポート会員の確保を積極的に進めていきます。

⑨妊婦健診事業

【事業内容】

妊産婦が、安全・安心な出産と健全な育児を行えるよう必要な回数の妊婦健康診査の受診を促し、公費負担を行う事業です。本市では母子健康手帳交付時に配付する14回分の妊婦健康診査受診票により、医療機関・助産所において公費受診できます。妊娠期からの子育てが大切であることを啓発するとともに、母親の孤立防止や子育てについての不安の軽減を図ります。

◆実績

単位（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／令和元年度
受診者数	737	728	682	635	592

※受診者数＝各年度の対象人数×（回収した受診票数÷配付した受診票数）

※平成31年／令和元年度は実績見込み人数

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	735	726	716	706	699
B 確保の内容	735	726	716	706	699
B-A	0	0	0	0	0

【提供体制の考え方】

量の見込みは各年度の次年度の0歳の人口推計値であり、100%の受診を目指しているため、確保の内容も量の見込みと同様としています。人口推計上、出生数は減少傾向にあるため、現状の体制で実施可能となっています。

母子健康手帳交付時はマイナス10カ月からの子育て支援を推進するための重要な機会であり、健康診査受診票交付にとどまらず、親となる心構えの啓発、子育て支援にかかる情報提供やすべての妊婦との個別相談等、子育ての不安を解消する取り組みを他の支援機関等と連携を図りながら実施していきます。

⑩乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供、親子の心身の状況や養育環境等の把握と、それに対する助言を行う事業です。子育て家庭と行政とのつながりを築き、母親の孤立防止や子育てについての不安の軽減を図ります。

◆実績

単位（上段：人・下段：％）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／令和元年度
訪問数／対象乳児数	862/876	788/809	791/819	697/713	722/722
実施率	98.4	97.4	96.6	97.8	100.0

※平成31年／令和元年度は実績見込み人数

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み (訪問数／対象乳児数)	735	726	716	706	699
B 確保の内容	735	726	716	706	699
B－A	0	0	0	0	0

【提供体制の考え方】

量の見込みは各年度の住民基本台帳人口を基に算出した0歳児の人口推計値であり、100%の訪問を目指すため、確保の内容も量の見込みと同数としています。人口推計上、出生数は減少傾向にあるため、現状の体制で実施可能となっています。

妊娠期の経過を踏まえた訪問体制の下、子どもの成長とニーズに応えた子育て支援サービスの利用に繋がるよう、見通しを持った支援を進めます。

⑪養育支援訪問事業

【事業内容】

子どもの養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する相談・指導、助言や家事援助等を行う事業です。

◆実績

単位（世帯）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／令和元年度
利用世帯数	0	0	0	0	2

※平成31年／令和元年度は実績見込み世帯数

◆量の見込みと確保の内容

単位（世帯）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	0	0	0	0	0
B 確保の内容	10	10	10	10	10
B-A	10	10	10	10	10

【提供体制の考え方】

支援を必要とする家庭をあらかじめ見込むことはできませんが、要保護児童、特定妊婦などのケースでは、保護者の意向に関わらず支援が必要な場合が発生するため、提供体制を確保していく必要があります。

確保の内容は、訪問員として登録している人数を基にしています。専門的な支援や急なケースに対応できるよう登録訪問員の人数を増やします。

⑫利用者支援事業

【事業内容】

市の教育・保育・保健事業や地域の子育て支援事業などの情報提供、また子ども・保護者の抱える課題や悩みに応じた相談・助言等を行うとともに、地域の子育て資源の育成や関係機関との連絡調整等を行う事業です。

◆実績

単位（か所）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年／令和元年度
実施か所数	0	0	0	2	2

◆量の見込みと確保の内容

単位（か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	2	2	2	2	2
B 確保の内容	2	2	2	2	2
B-A	0	0	0	0	0

【提供体制の考え方】

可児市子育て健康プラザ内にて、利用者支援事業母子保健型及び基本型をそれぞれ実施しています。保健センター（健康増進課）で実施している母子保健型では、母子保健に係る各事業を通じ、関係機関とも連携を取りながら、妊娠期からの切れ目ない支援に取り組んでいます。また、市民支援室では基本型を実施し、市から委託を受けた事業者が、より市民に近い目線で、子育て相談、情報提供、支援サービスの紹介等の支援と人材育成等を行っています。

今後は、両者を「可児市子育て世代包括支援センター」の両輪として密に連携させつつ、各支援機関・子育て支援団体・市民ボランティア・行政窓口等を繋ぎ、すべての子育て家庭を市全体で支える中核機能として更に充実させていきます。

4 教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及にかかる考え方

認定こども園は多様化する保護者のニーズに柔軟に対応していくことができます。本市においては令和2年度に私立保育園1園が保育所型認定こども園に移行します。今後とも幼稚園・保育園のそれぞれの特徴を活かした運営を行うとともに、保護者のニーズや地域の実情を勘案しつつ、私立幼稚園・保育園が認定こども園に移行する場合には、円滑な移行に協力していきます。

(2) 外国籍や障がいのある幼児への積極的な支援について

外国籍市民の転入・増加が続いています。文化、生活習慣の違いや言語の壁があり、保護者やその子どもには保育に対する不安があります。そのような不安を取り除くため、外国語版による事業案内や申請書等の提供、各園を巡回する通訳を配置することで、保護者や幼児、保育士との円滑な意思疎通を図るなど、安心と信頼を持ってもらえる保育を提供していきます。

また、需要が高まっている障がいのある子どもの就園については、幼稚園・保育園において、加配の職員を配置するなど、きめ細やかな教育・保育を提供していきます。

国籍や障がいの有無に関係なく、誰もが安心できる教育・保育のサービスを積極的に提供していきます。

(3) 質の高い幼児期の教育・保育について

質の高い教育・保育の提供の推進に向けて、職員の配置や適切な教育・保育環境の整備などにおいて県や市による監査等を行うとともに、施設や設備の充実について支援をしていくなど、より良い教育・保育環境の整備を進めます。

幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園・保育園それぞれの市内園が合同で研修等を行い、知識や技術の向上を図り職員の資質向上に努めます。

(4) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割について

幼稚園・保育園等は、すべての子どもの健やかな育ちの実現を目指して、幼児期における教育・保育に関する総合的な取り組みを推進します。

また、地域子ども・子育て支援事業については、子どもの成長に応じた子育て支援策の充実により、すべての家庭が安心して子どもを産み育てることのできる子育て環境の整備を進めます。

各事業における役割や特性を活かしそれらを効果的に組み合わせ、まち全体で子どもの健やかで豊かな育ちに向けた取り組みを進めていきます。

(5) 幼保小連携の取組の推進について

幼稚園・保育園の職員同士の交流事業や研修等を通じ共通理解を図るなどして、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供を図ります。

また、幼稚園・保育園と小学校との連携を図るため、「幼保小連携推進会議」「幼保小連携協議会」の開催を通じ、情報共有や職員間の交流を進め、幼稚園・保育園から小学校への子どもの育ちとまなびの円滑なつながりを図ります。

第6章 計画の推進

1 家庭・地域・民間事業者・行政の役割

(1)家庭

家庭は、子どもを養育する基本的な場であり、子どもにとって一番大切な場所です。愛情を持ってその育ちを支え、試行錯誤を繰り返しながら親自身も成長していくことが必要です。同時に、家族が子どもを一人の人間として尊重し、守り育てるとともに、基本的な生活習慣や社会的な規範を身につけさせることが求められます。

(2)地域

地域住民が、近所の親子とあいさつを交わしたり、登下校時の子どもや公園などで遊ぶ子どもに声掛けしたりすることは、それ自体は些細なことでも、子育て家庭の孤立防止や子どもの健全な成長につながる効果を生みます。地域住民一人一人が子どもや子育て家庭を温かく見守り、近所や子育て家庭同士がお互いに助け合えるような地域づくりを進めることが期待されます。

(3)民間事業者

地域社会を構成する主体のひとつとして、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、育児休業・短時間勤務を取得しやすい環境づくりや職場復帰支援等、就業と家庭との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境を整備し、子育てをしながら安心して働くことができる職場づくりの推進が望まれます。

(4)行政

本市は、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、基本理念「マイナス10カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て」の下、「“可”可能性あふれる“児”（こ）どもがそだつまち 可児」の実現を念頭に、子どもの最善の利益を生み出すことができるよう各施策を推進します。また、国及び県は、計画に基づく本市の取り組みを重層的に支えます。

2 各関係者の連携による支援の推進

(1)本市における推進体制

本計画に関連する子ども・子育て支援事業について、関係各部署が基本理念を踏まえ、子どもと子育て家庭の最善の利益実現に向けた支援に取り組むことができるよう、子ども・子

育て会議と連携し、随時事業内容の精査、進捗状況の確認を行いつつ、各施策を推進します。

(2) 地域との連携による推進体制

各種事業を推進するためには、民間事業者、各種団体、市民ボランティア等の協力が必要不可欠です。行政と地域の関係者・関係団体とが手を取り合い、日頃から「顔の見える」関係づくりを心掛けるとともに、必要に応じ適切な連携体制を構築し、子ども・子育て家庭の支援を推進します。

(3) 可児市子ども・子育て会議における点検・評価

毎年度、計画に位置付けた施策の実施状況や費用の使途実績等について自己点検・評価するとともに、可児市子ども・子育て会議において、取り組みの実施状況等について点検・評価を行い、必要に応じて改善を加えつつ計画の推進を図ります。

3 進捗管理

令和6年度までの5年間の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容を本計画で示していますが、計画策定後の進捗管理に基づいた事業実施が重要であるため、以下のようなPDCAサイクルによって、実態が計画に沿っているか点検し、継続的に見直し・改善を図ることで「“可” 能性あふれる“児”（こ）どもがそだつまち 可児」の実現につなげていきます。

Plan（計画）

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を本計画の対象として位置づけ、令和6年度までの5年間の量の見込みと確保の対策を図ります。

Do（運用）

本計画に位置付けた施策を着実に推進するとともに、市民・関係機関・活動団体と連携し、本市ならではの子ども・子育て支援の取り組みを推進します。

Check（点検・評価）

計画に位置付けた施策の実施状況や費用の使途実績等について自己点検・評価するとともに、自己点検・評価の結果や計画の成果を可児市子ども・子育て会議に報告し、子どもの保護者、支援事業従事者、関係団体代表者、学識経験者、公募による市民代表者等の委員により、子ども・子育て家庭の視点に立った点検・評価を行います。

Action（改善）

点検・評価を受けて、計画の改善や具体的な施策の見直しにつなげます。

資料編

1 計画策定の経緯

年 月 日	項 目	内 容
平成31年1月30日 ～2月22日	ニーズ調査実施	・小学生世帯・未就学児世帯 各1,000世帯
令和元年9月25日	第1回子ども・子育て会議	・計画の策定について（諮問） ・ニーズ調査の結果について ・計画の骨子について
12月13日	第2回子ども・子育て会議	・計画（案）について
令和2年1月8日	子ども・子育て会議より市長に答申	
1月17日 ～2月6日	計画（案）のパブリックコメント実施	
3月	計画公表	

2 可児市子ども・子育て会議条例

可児市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日

条例第16号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、同項各号に掲げる事務に関し調査、審議及び答申するため、可児市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- （1）子どもの保護者
- （2）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （3）子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- （4）子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
- （5）市民から公募する者

(6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員任命後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3 可児市子ども・子育て会議委員名簿

(平成31年4月就任)

所属機関・団体名	役職等	氏名
中部学院大学短期大学部	幼児教育学科教授	白幡久美子
(特非) 可児市NPO協会	理事長	山口由美子
乳幼児学級	桜ヶ丘乳幼児学級リーダー	澤田 貴子
保育園保護者会	久々利保育園保護者会長	土田 華苗
幼稚園PTA	瀬田幼稚園PTA会長	西川 公基
可児市保育協会	会長 (久々利保育園長)	伊藤由紀子
可児市幼稚園教育協議会	会長 (かわい幼稚園長)	柘植 丈
可児市民生児童委員連絡協議会	理事	荻野 淑
(特非) 可児市国際交流協会	事務局長	各務 眞弓
可児市青少年育成市民会議		昆 真美
可茂特別支援学校	コーディネーター	伊花ひとみ
市民公募委員		門脇 栄子
連合岐阜・中北濃地域協議会	事務局長	佐伯 義夫

可児市子ども・子育て支援事業計画（第2期）

発行年月：令和2年3月

発行・編集：可児市こども健康部子育て支援課

〒509-0203 岐阜県可児市下恵土5076番地

可児市子育て健康プラザ内

TEL：0574-62-1111（代表）

**可児市子ども・子育て支援事業計画
(第2期)**

